

早大學長問題顛末書

(以活版代筆寫)

大正六年八月廿九日



史編
E16
12

目次

叙

問題の一般的經過

三浦鐵太郎
石橋 淇山

高田博士學長復歸諫止顛末

齋藤 隆夫

評議員會を中心とせる經過

若林 成昭

教授會記、天野學長辭職勸告經過記

伊藤重雄
北 吉

附 天野學長辭意の真相

所謂恩賜館組の運動

井上 忻治
武田 豊四郎
北 吟吉

叙

我が早稲田大學歳を閱する事三十有五年、人材を社會に出せしもの無慮一萬二千、學生は
 て算し、講師は三百有餘に上り、數十の堂宇若空を壓するの壯觀を呈し、以て一世仰望の標的たり
 しに偶學長問題の突發するあり、紛擾に重ぬるに紛擾を以てし骨肉争鬪の醜を露はして竟に天下の
 嗤笑を招くに至れり。早稲田大學と最も密接なる關係を有し、其健全着實なる發達を熱望せらるゝ
 諸君の之を憂慮痛歎せられたるべきは吾人の疾くに恐察したる所にして、切に解決の速ならん事を
 欲したるも、事未だ決するに至らず。唯益紛糾錯雜を累ねんとす。思ふにこれ事の真相を解せず、
 禍因の根本を詳にせず、理路の従ふべき所を明にせざるに因る。吾人事相の紛糾を觀て憂慮堪ゆる
 能はず、事件推移の真相と禍源の伏在する所を明にして以て根本的健全なる解決に資せんと欲した
 るもの幾たびなるやを知らずと雖も、素より徒らに騒擾を繁くするを好む者に非ず。況や個人の徳
 望を傷くるが如き事をや。幸にして醜を白日に暴す事なくて穩當なる解決を得ばこれ稻門の信を中
 外に擁護する所以なるべきを思ひ、細心抑制以て今日に至れり。然るに一派の人士は愈益卑劣醜
 なる手段を逞ふし、或は脅威、抑壓或は懷柔誘惑、流言蜚語を放て以て事件の真相に通せざるの士
 を誤り、依て以て非違の志を遂げんとす。今や事一步を誤らば、早稲田大學其もの、道徳的側面は



全然蹂躪し去られんとす。また區々たる小事を斟酌して躊躇すべき時に非ざる也。重ねて曰く吾人素より騷擾を繁くするを欲せず、醜を白日に暴露するに忍びず、先輩友人の心事言行を云々するを忌むや切なりと雖も、事一校の徳義上の生命に關し、一校永遠の主義の危機に會する以上涙を揮つて事相を明にせざるを得ず。素より一點私心を藏するものに非ざる也。以是本問題の事情に精通せる諸氏の執筆を乞ひ、本願末書を作る。叙述悉く事實實驗に限り蓋に推斷を加へず、各其の署名したる部分に對して、署名者責任を負ふの約なり。諸君幸に虛心坦懷逐一願末を通觀し來て冷靜なる理性の命に聽かるれば、問題の解決蓋し刃を逆にして竹を割くが如く、早稻田大學永遠の發展の途、併せて亦直ちに明なるを得ん、敢て反覆し反覆して切に諸君に望むものは、諸君の公平無私なる襟度を以て本文に對し、紙背に徹するの眼光と總括綜合の明を以て克く隱微を洞觀し、理路の從ふべき處を覺られん事を。

大正六年八月二十二日

早稻田大學

評議員有志
教授有志
校友有志

問題の一般的經過

三浦鐵太郎
石橋湛山

- 一、多年の情弊
- 二、問題の發端
- 三、教養及評議員訪問
- 四、松山忠次郎氏の談
- 五、高田博士の態度
- 六、田中穂積博士の言明
- 七、高田博士、天野學長の再任に賛す
- 八、大山宮島兩教授との會見

- 九、八月二日全國評議員會開催の目的
- 一〇、維持員及教授のストライキ、高田博士の辭表呈出
- 一一、大隈侯出現の經過
- 一二、天野博士の書面
- 一三、全國評議員會五委員の調査案及天野博士の對案
- 一四、校友及學生の運動

問題の一般的經過

一、多年の情弊

早稻田大學の内部に情弊累積し、教務事務共に漸く腐敗墮落を極めんとする狀に陥りつゝありしことは、予等の既に少なくとも十年以來之れに氣着き、窃かに憂慮せる處であつた。されば予等は友人相寄れば此の問題に就き談話せるのみならず、石橋の如きは數年以前、高田博士(當時の學長)に向つても、牛込矢來俱樂部の或る會合席上に於て直言したことがあつた。同席上には浮田博士、吉田(東伍)博士、金子馬治氏、煙山專太郎氏等も居られたが、石橋が「近來早稻田大學は官僚化し、校友中にも不快に思へる者少からず」と云へるに對し、高田博士と浮田博士とは「何處にそんな事實があるか」と稍や辭色を勵まされた。其の他石橋は明治四十一年より二年にかけ、一時東京毎日新聞に奉職せし以來、田中穂積博士(當時の東京毎日主筆)とは特に御懇意を願つてをるので、早稻田大學内部の情弊を指摘し、博士が之れの救済に努力せられぬことを乞ふたのも、決して一再に止まらなかつた。又一昨年天野博士が早稻田大學學長となり、田中穂積博士が其理事の一人として立たれた節、三浦は其の同窓の友として、將た其の二十餘年來の親友として田中博士に向ひ懇に早稻

田大學將來の經營に就て囑望したこともある。此等の事實は、予等が今回の學長問題に際して、早稻田大學の廓清の爲め聊か微力を盡さんと決心するに至りしことが、決して一朝一夕の思ひ立ちに非ず、又單に一天野博士の爲めに非ず、其の由つて來たる處は相當に遠きことを明かにする爲めに記すのである。

二、問題の發端

さて今回の學長問題は、早稻田大學の一部に於ては既に昨年以來經畫せられたるもの、由、近頃聞いたが、之れが初めて外部に洩れたのは、去六月二十日朝の萬朝報及び中央新聞の記事である。即ち其の記事に依れば、天野博士は來八月任期満了と共に學長の職を退き、高田博士之れに代る筈である、而かも之れは決して天野博士の快諾に出てたるものでなく、田中唯一郎、市島謙吉等の隠謀の結果であると云ふのである。而して之れと前後して、尙ほ予等の耳に入りたる事柄は

(一)坪内雄藏、市島謙吉、浮田和民、鹽澤昌貞、田中穂積、田中唯一郎氏等が屢々目白なる高田博士邸に集合して評議したる結果、此の際天野博士を辭任せしめ、高田博士を學長(又は總長)とすることに一決し、之れを六月十八日の朝市島謙吉氏自ら天野博士邸を訪ねて通告せる事。

(二)六月二十二日臨時維持員會を招集して、正式に此の事を決議する手筈になり居る事。

(三)六月二十一日午前、市島、坪内、浮田三氏の名を以て、教授の主要なる者を早稻田大學内に、同日午後在京評議員を早稻田俱樂部に招集しをる事。

等であつた。之れを聞ける予等は、固より天野博士が其の發意にて學長を辭せらるゝに何等異論を挟むべき筋合はないが、併し前後の關係を察するに、事は決して斯くの如く單純ならざるを思つた。何となれば、第一に不審なるは内談か何か知らず、兎に角後任學長を定むる會議に、何故天野博士を除外し、其の意見を徵せざりしかである。予等の聞く處に依れば、如何にしても高田、坪内、市島等の元老、鹽澤、田中(唯)田中(穂)等の理事、及び浮田氏等が、天野博士を退け者にし、勝手な處分をしたものと思へなす。

又第二に考へられたは高田博士が此の際大學に戻ることは少くも二つの理由に依つて不可であることである。即ち其の一は早稻田大學内部の情弊と云ふは悉く高田學長時代に生じたもので、而して其の情弊の源泉とも目すべき人々を皆高田博士の部下である。高田博士が再び學長となり、大學經營の實權を握るに於ては、情弊は愈々甚だしくなればとて、到底之れを除去することは出来ぬと云ふこと、其の二は、かの早稻田出身代議士及び前代議士の諸氏が、六月二十日高田博士に向つて勸告したると同様の理由にて、此際博士が憲政會を棄て、大學に戻らば、天下は博士を指して不信の人物となすべく、延いて將來早稻田出身者の信用にも關すべく、又早稻田大學に愈々政

黨の色彩を濃くするの憂へありと云ふことである。

されば若し天野博士が八月限り學長の位地を去るとせば、勿論其の後任は高田博士なるべからず、鹽澤又は田中兩博士の如きを推すを可とするだらう。而して此の兩博士をと云ふことは、實は予等が數年以前より既に希望せる處であつたのである。併し乍ら今回の経過を見るに、其の鹽澤及び田中兩博士が又高田邸に參集し、天野博士を退け者とした、隱謀團の人々である。殊に此の兩氏は理事として天野學長を補佐すべき位地に在りながら、却つて天野學長に反けるは、到底不信の譏を免れざる者である。斯くの如き兩氏を早稻田大學は果して學長として戴き得べきか。予等の結論は是に於て否應なしに天野博士の再任を希望することとなつた。早稻田大學の情弊を一掃し、清新の學風を維持し發展するが爲めには、之れより外に策なしといふのである。而して此の結論、及び此の結論を引き出せる予等の判断は、幸か不幸か、其の後各種の事實の明かにせらるゝと共に、誤りならざりしを證明した。殊に其の顯著なるは、彼の恩賜館組と稱せられた教授諸氏より洩れた事實である。之れに依れば、天野學長の排斥、高田博士の擁立は、少くとも本年三四月以來の豫定の筋書であつたのである。

所謂鐵筆版事件 因に彼の六月二十日の高朝報及び中央新聞に出てたる記事は、校友有志なる名の下に各新聞社に送られたる概文様のもの(其の概文が鐵筆版にて印刷せられありたりとて、之れを鐵筆版事件と云ふ)を根據とせりとかにて、高田博士及び其の一派は之れを送れる者の行爲を極力非難し、且つ種々なる風説を立てつゝある様子である。併し予等より見れば彼の概文こそ實に早稻田大學及び高田博士を救へるものにして、若し彼の概文なくば、早稻田大學は高田博士を學長に戴き、情弊愈々繁く、高田博士は天下の不信奴となつたのである。而して其の種々なる風説とは、例へば彼の概文は、石橋と、佐藤正氏及び早稻田實業學校幹事鈴木氏とが、牛込神樂坂なる若何とか云ふ待合に會合し、作製せるものなりと云ふが如きである。石橋は、會つて鈴木氏には遇つたことがあると思ふが、確實には其の人を知らず、又其の若何とか云ふ待合の神樂坂に在ることも知らぬ。彼の概文は何人に依り、如何なる方法を以て發せられたかの事情は、多少知らざるに非ざるも、斯くの如き風説は全然虚構である。

種々なる流言に就て 其の他或る人々が、士人にあるまじき推測をし、虚構の風説を立つることは、驚くべき事柄である。例へば大山氏が、八月六日の校友会以後天野博士絶對排斥の態度に出して一理由なるものを聞くに、天野博士の背後には官權ありと云ふにあるさうだ。而して何故氏が斯く推測せるやと云へば、佐藤正氏が校友会の席上大山氏に向ひ、「己れの背後に在る勢力を知らぬか」と云ふたに基くと云ふ。之れは最近北吟吉氏より石橋の確明した處である。然るに之れを佐藤氏に質すに、氏は左る言葉を發したることなしと云ふ。速記の取つてあるわけでもないから、云つた、

云はぬは水掛論に終るとして暫く措く。假りに之れを佐藤氏が云ふたとしても、「背後に在る勢力」が何うして直ちに「官權」となるか。不思議の推論と云はねばならぬ。

一體今度の問題に、山縣侯が關係してをるとか、後藤男が隠れてをるとか、伊東己代治子が何うしたとか、頻りに云ふが、予等は断じて云ふ、天野博士は勿論、其の同情者の中にも、此等貴族と、早稻田大學の問題に就て關係したる者はないと。恐らく高田博士及び其の一派の諸氏に於ても同様であらう。中傷が目的であるにしても、餘り下らぬ風説を立つることは、却つてそを立つる者の不名譽である。

三、教授及び評議員訪問

さて予等は以上の如き意見を持ち、微力なれども兎に角正しと信する處に向つて應分の努力を爲すべく決した。唯だ茲に少し困つた事は、予等の現に經營せる東洋經濟新報が天野博士と因縁頗る深き事である。予等が動けば、世間は或は予等を指して單に天野博士の利益の爲めに奔走するものとするかも知れぬ。之れ獨り予等の迷惑なるのみならず、又實に累を天野博士に及ぼすものである。併し乍ら當時の形勢は、予等をして此の顧慮の下に躊躇することを到底許さざる状態に在つた。何となれば非公式のものながら、教授會及び評議員會は明日開かれんとしつゝある。而して最後の決

を與ふべき維持員會は明後日である。事情を知らざる教授評議員の諸氏は或は一も二もなく高田氏復歸に賛成するかも知れぬ。若し今日予等が世の疑惑を恐れて立たざれば、早稻田大學は永遠に救ふべからざるに至らんとも限らない。是に於て予等は六月二十日二つの計畫を立てた。一は予等の名前を以て高田博士に書面を出し、其の大學に復歸することを諫止すること、二は教授及び評議員を訪問して事情を訴へ、其の公平なる判断を乞ふことである。而して第一は直ちに石橋の手に依つて書面迄起草したが翌二十一日に至り、既に前日憲政會の早稻田出身諸氏の力に依り、高田博士の復歸は事止みとなりたりと聞き、實行するに至らなかつた。而して二十日及び二十一日の午前掛けて教授及び評議員中の數氏の訪問だけを行つた。但し教授て予等の訪問したは波多野精一博士と永井柳太郎氏だけであつた。

御目に掛つた教授及び評議員諸氏に對し、予等の御話した事柄は、略ぼ以上に述べたるが如き事を繰返したのである。而して之れに對する教授及び評議員諸氏の答は今一々茲に擧ぐるの必要を見ないが、唯だ一つ予等の是非共傳へて置きたく思ふことは二十一日朝石橋が、麴町平河町なる其の邸に訪問せる松山忠次郎氏の談話である。

四、松山忠次郎氏の談

松山忠次郎氏は其の朝恰度出勤前で、既に其の仕度までせられて居つたが、石橋の訪問に對し快く面會を許された。而して石橋が、前記せる如き趣旨に依り、本日(六月二十一日)の評議員會には是非共御出席ありて、公正なる論議を乞ひたき旨申入れた處、氏は寧ろ石橋の想像以上に早稻田大學の現状を憂へられつゝあることを發見し、甚だ心強く感じたのである。氏は確かに早稻田大學には高田博士の一派が跋扈し、弊害をなせることを云はれた。又其の會計上に暗い影のあることは、自分には夙に知つてをると云はれて、意外なる一の事實を物語られた。其の要領は斯うである。

早稻田大學の現會計主任高橋三郎氏(早稻田大學商學士)は、もと松山氏の下に使はれてをつた入であるが、數年以前田中穂積氏の乞ひに依り、早稻田大學の會計主任となつたのである。處が其の就職後暫くの間と云ふものは、絶えず松山氏の許へ其の位地の困難を訴へて來た。それは大學の會計を調査するに穴が非常にあいて居る、若し之れを明かにしたならば、怪我人が澤山出來る、さればとて此の儘にして置けば、遂に自分も連累たらざるを得ない、何うしたものかと云ふのである。そこで松山氏は百方高橋氏を激勵し、必ずしも怪我人を作る要はないが、何とかして正しき整理を行へと云つた。其の後近頃は斯かる訴へをして來ぬようになつたから、何とか成つたものと思ふと、

之れが松山氏の話であつた。

予等は松山氏の此の談話を頗る興味あるものと思つた。何を以て然か云ふか。今回の學長問題に際して高橋氏が取りつゝある行動と、彼の松山氏の談と對比するに、そこに二種の事情の伏在を察知し得るからである。高橋氏は、七月六日夜(校友大會のありし夜)橋本二氏の家に行はれたる所謂恩賜館組教授の集會に出席してをる。そして天野博士にして再任せば、自分は到底現在の位地に留り難きものだと言明したと確聞した。又高橋氏は、予等の確實に知り得た分だけでも、新聞社一つと、雜誌社一つに、所謂高田派の爲め運動に出掛けてをる。會計主任は單に一個の事務員である。殊に其の職務は絶対に今回の事件と無關係のものである。それが何故に以上の如き運動をしてをるか。予等は唯だ之れを賢明なる世人の判斷に委せる。

永井柳太郎氏の意見 尙ほ、ついでなれば茲に付加へて置くが、六月二十一日の少なくとも教授會に對しては、既に予等の訪問せる以前に恩賜館組教授は天野博士排斥の運動に着手せるものと見え、永井氏は石橋に對して、僕は之れて兩方から頼まれたことになるかと笑ひ、且つ自分は絶対に公平の立場を取る、兎に角明日教授會に於て事情を十分問ひ質し、正しと思ふ處に依つて行動すと云はれた。石橋は、固より然うである、自分は誰れに向つても、斯うして下さいとは頼まぬ、唯だ諸君の義務として行ふべきことを行はるゝと希望するのみと答へて分れた。

斯くて六月二十一日午前には教授會及同日午後には評議員會が開かれたが、それに就ては別に報告あるべきを以て茲に略す。又翌二十二日午後の臨時維持員會(早稻田大學内に開催)に就いては、勿論秘密に附せられれば知るを得ざるも、翌二十二日の各新聞に出てをる記事に依れば、此の維持員會で天野博士の辭任は決定したのであつた。

五、高田博士の態度

是に於て予等は高田博士の態度に就き、一言して置くを便宜と思ふ。その第一は六月二十三日前の高田博士が、天野博士の次期再任に絶対不賛成なりしことである。即ち當時予等の確實に聞ける處に依れば、六月二十九日牛込矢來俱樂部に於て天野學長の留任を決議した校友學生有志大會の主催者の一人たる西岡竹次郎氏は、從來高田博士の恩顧を蒙れる關係上同博士に一應の忠告を行ふべき義務を感じ、六月二十四五日頃早稻田俱樂部に於て同博士に會見し、此際天野博士を援助再任せしむる可を説いたが、博士は斷じて之れを肯せず、到底問題とならずと言明せられたと云ふことである。

次に高田博士の其頃の態度に就いて述べて置かねばならぬは、所謂デモクラチツク、ヘーシスといふことである。近頃聞く處に依れば、高田博士及び其の一派の諸氏は、天野博士又は其の同情者が早稻田大學の校規を民本的にすべしと唱ふるに對して非難しつつある由であるが、之れは可笑しな事である。試みに七月十日の早稻田學報を見よ。六月二十四日夜の講師慰勞會に於ける高田博士の演説として立派に、デモクラチツク、ヘーシスに置く改革が自分の目的だと云ふことが載つてゐる。のみならず其當時の新聞紙上にも同様の意見が高田博士の談話として現はれ、又市島謙吉氏の如きも、諸所に同様の事を述べて歩いてたを確聞してをる。

六、田中穂積博士の言明

斯くの如く六月二十日の前後高田博士は、斷じて天野博士の再任を肯せずと云ふてをる。而して他方大隈侯の意見は如何と云ふに、六月二十日憲政會の諸氏が行つた時も、又其の後も「天野は何れも學長として不適任である。殊に田中穂積が吾輩の處へ來て、天野の駄目な事を云ふてゐたが、温厚田中にして此の言を發するに至つては、天野の人物知るべし」と云ふやうなことを語られたと聞き、又田中穂積博士自身の口からも、六月二十日憲政會の諸氏に對して天野無能を言明した爲めに、折角天野博士に同情を持つて行つた人々も、氣勢を稍や挫かれたと確聞した。田中博士は世間よりは最も天野博士に親しい人と見られてをる。それが此の際斯かる言葉が無遠慮に發することは天野博士の迷惑は勿論、田中博士の爲めにも決して喜ぶべき事ではない。仍つて三浦は、其の斯く

大隈

の如き事なきを忠告する爲め、六月二十七日(午前十時、田中博士を其の邸に訪ね、談話せる結果、次ぎの事實を知るを得た。

六月二十日以前、高田博士邸に於て天野博士を除外せる元老及理事等が集合決定せる計畫は左の如くであつた。

天野學長は八月限り引退せしむる事。

大隈侯は名譽總長とする事。

高田博士を總長とする事。

各分科を分科大学とし、それに各々學長を置く事。

而して右は大隈侯も承知せる事。

然るに高田博士復歸の事、六月二十日の新聞記事及び同日の憲政會代議士、前代議士の抗議に依り破れたるを以て、右計畫を全部撤回し、鹽澤博士を學長とし、他は現在の制度の儘に残し置く事に決定した。而して現に其の方針を以て畫策しつつある。

田中總積博士は、天野博士の下には斷じて理事たる事を肯せざる事。但し鹽澤博士の下ならば理事たるを辭せざる事。

高田邸の會合に天野博士を除外せるは、田中博士も甚だ宜しからざる事と思ひ、之れを高田博士

等に申出でたるが、遂に用ひられざりし事。大體は右の如し。而して三浦は田中博士の友人として、斯くの如き陰謀には今後斷じて加はらざるよう忠告して別れた。

七、高田博士天野學長の再任に賛す

斯くの如く予等は微力を盡して、早稻田大學の廓清の爲め、先づ天野博士の再任を必要とし、其の方針の下に働いてゐたが、六月二十九日、牛込矢來俱樂部なる校友學生有志大會が天野博士の再任を決議せるを手初めに、六月三十日には在京評議員諸氏亦同様の決議を行ひ、更に七月一日には鐵道稻門會の諸氏牛込江戸川清風亭に會合するあり、予等は茲に意外なる同志を得た。

而して天野博士は七月二日在京評議員に答ふるに、其の切なる勸告に従ひ、辭意を翻すべき旨を以てし、高田博士亦六月二十日前後の態度を一變して、評議員、校友學生有志等の決議に對して滿腔の賛意を表する旨を言明した。問題は略ぼ見當が着いた。残るは校規の改正である。而して之れは實に予等の主眼とする處であつて、天野博士の再任を希望するも、目的は畢竟是に在るのである。併し乍ら此改正たる、予等にも固より一案はあるが、彼の恩賜館組と稱する教授諸氏は既に久しく之れに就いての研究を試み、天野博士の排斥、高田博士の復歸を企てたるも、實は此の目的の爲

めに出てたのだと聞いてゐる。果して然らば目的は予等と恩賜館組教授と一致してゐる。多少の相違は唯だ其の手續方法に過ぎない。之ればかりの事ならば、互に誠意を披瀝して相談せば、手を携へて行けぬ筈はない。否、出来れば予等は一切を教授諸君に御願ひして手を引きたいと思つた。是に於て予等は、七月三日(?)大山郁夫、宮島綱男兩氏を訪ねて懇談するに決し、石橋は大山氏を、三浦は宮島氏を同時に訪問した。

八、大山、宮島兩教授との會見

大山教授へは石橋が、宮島教授へは三浦が同時に訪問したが、其の會見の様子は略ぼ同様であるので、茲には便宜の爲め大山教授との會見の結果を記すに、氏の意見は大體次ぎの如くであつた。

- 一、自分等の要求する精神(一言にすれば民本主義)に依り學制改革を行ふ人ならば、何人と雖も學長たることに賛成である。
- 二、唯天野博士が豫科年限延長問題の際、自分等に對して取られた態度は專横不遜を極めた。これは自分等の到底許し難い處である。併し若し博士にして従來の態度の宜しからざりしを悟り、公式に謝罪するならば、強て其の學長たることに反對せぬ。
- 三、併し若し天野博士にして學長ならば、恐らく自分等は學校を追ひ出さるべし。何となれば博士

はかの豫科年限延長問題の教授會の後、自分等の處置を不都合とし、首を切るべしと云つた由であるからである。

石橋は右の趣旨の話を聞き、先づ大山氏に質問するに、何故氏は其の學制改革意見を現學長たる天野博士に提出せず、隠居の身分たる高田博士に提出せしかを以てせしに、大山氏の答へは次ぎの如くであつた。

- 一、天野學長には自分等の學制改革意見を提出した。併し之れに對して何の答へもなきを以て、已を得ず高田博士に頼んだのである。
- 二、自分等の考へによれば、理事は云ふ迄もなく、教授なるものが全體下らぬ人間揃ひである。これは何うしても大陶汰の要がある。自分等は高田博士の手に依つて此のクーデターを行はんとしたのである。

三、然るに六月二十日新聞に高田博士大學復歸の記事が現はれ、憲政會の代議士前代議士より抗議來たるや、博士は急遽再任せざるべきを言明した。自分等は其の意氣地なきに、實は失望してゐるのである。

右大山氏の談話中(二)(三)は氏等の考を述べたに過ぎないから、孰れにしても宜いとして、問題は其の第一である。天野博士は果して左る學制改革案を受取つたか。當時予等は未だ之れに就いての

真相を知らなかつたが、其の後恩賜館組教授の分裂を來たしたる結果、聞くを得たる處に依れば、大山氏の談は誤りにて、事實は次ぎの如くてあつたと云ふ。即ち大山氏等は、其の改革案なるものを天野博士に出したことはなく、本年五月初旬いきなり高田博士へ出したのである。但し此等の諸氏が何故高田博士へ出したかと云へば、それは氏等の發意ではなく、實に理事田中唯一郎氏の勧めに依つたのであつた。然らば田中唯一郎氏は何故斯くの如き變てこな事を勧めたかと云へば、それは固より判らぬ。同氏が之れを勧めた理由は、直接恩賜館組諸君が現當局者に打つかつては、感情の衝突を來たす恐れがあるからと云ふにあつたと云ふが、然らば高田博士に之れを提出して、何うしようかと云ふのであつたか。自ら現理事の一人でありながら、尙かに他の者に斯くの如き事を勧め且つ其の實現に盡力せしは、明かに同僚を買れる者である。(因に、鹽澤、田中穂積の兩理事は知らず、天野學長が斯くの如き事實を全然關知せざりしは確實である。但し其の後高田博士より、恩賜館組提出の改革案なるものを天野博士に示したさうだが、天野博士は既に高田博士の受理せしものを自分が兎や角云ふべきにあらずとの立場より、何の意見も述べなかつたといふ。)

次ぎに石橋は又大山氏に向ひ、豫科年限延長の際教授會後、貴下等の首を切るべしと、天野博士が言明せりと、貴下は今云はれたが、之れは自分の聞く處に依れば嘘である、如何と尋ねたに、之れに就いては氏も或は然らんと答へた。之れに就ては三浦と宮島氏との間にも同様の談話出て、其の結

果宮島氏は、成る程左う云はるれば、此の事は或る人間が僕等に恩を買らんが爲め虚構したことも知れぬ、と云ふてゐた。事實に於て恩賜館組諸氏が、斯くの如き事を信するに至りたるは、三月十三日頃、田中唯一郎氏が態々恩賜館組諸氏を九段富士見軒に招きて御馳走し、其の席で云ふた言葉が基礎となつてゐるのである。井上忻治氏の發表せる處に依れば、其の時田中氏は、天野博士とは云はず、幹部中には諸君を免職處分にすべしと主張するものがあつたが、自分は極力之れを止めて置いた、と述べたのださうだが、「幹部中」であらうが、何たらうが、苟も身當局に在りながら、他の同僚の言(假りに其の言をなせるものありたりとするも)を窃かに他に洩し、自己の功を誇るが如きは、果して許すべき行爲であらうか。

其の他随分長く石橋は大山氏と話したが、結局天野博士對恩賜館組諸氏の間には、意志の疎通を缺ける爲め、種々なる誤解もあるらしい。殊に其の中間に、何人かは知らず、双方に虚言を構へ、中傷を企てつゝある者もある様子であると云ふことに一致し、遂に大山氏より今日の問題の關係者一同、一堂に會し、話し合つて見たいと云ふことを、石橋に提議せらるゝに至つた。石橋は固より之れを最も喜ぶ者である。其の日大山、宮島兩氏を予等が訪ねたのも、實は左様な段取りに致したいといふ希望に出てゐるのである。仍つて石橋は、初めより餘り多くの者が集つても意志の疎通は出來ぬから、先づ大山氏等數人と、予及三浦の二人と、明日にも何處かへ集りたい、宮島氏には多

分今日三浦より話をしたと思ふ故、貴下は何卒井上忻治氏に御相談を願ふ旨を述べて歸つた。
 予等は今此の記事を草しながら實に遺憾に思ふ。若し此の時大山宮島氏等が、虚心坦懐、予等との會合を承諾し呉れたならば、或は今度の問題も意外に早く解決したかも知れぬ。然るに不幸にして、宮島氏は其の翌々日電話を以て、此の會合を斷つて來た。近頃聞く處によれば、予等の此の相談は、武田、北等の諸氏には勿論、井上忻治氏にも、大山宮島兩氏より傳へなかつたと云ふことである。予等は愈々以て遺憾に感せざるを得ない。

九、八月二日全國評議員會開催の目的

斯かる間に、大隈侯は七月三日(定例評議員會の大隈邸に在りし日)高田、天野、坪内三博士を招きて、學長問題の協定解決を求め、三博士は之れに従つて同五日(卒業式當日)或る協定を行ひ、越えて十日維持員會は、新校規成立迄天野學長留任の事を正式に決定するに至つたのである。予等は之れを、本願未嘗を見る方の特に御記憶あらんことを願ふ。學長問題は七月十日斯くて全く決着したのである。

而して残るは唯だ校規改正の問題である。處が之れに就ては、七月十日の維持員會の決定と在京評議員會の意見と衝突した。何處が衝突したかと云へば、校規改正の手續きの問題である。在京評

議員會の意見は、先きに天野博士が評議員諸氏の勸告に従ひ辭意を續すに當り條件として提出し、且つ高田博士も賛意を表した手續きに依るべしと主張せるに對し、維持員會は之れを容れなかつたことである。此の點は、若林氏の報告にある筈だから精しくは述べぬが、兎に角斯様なわけ、學長問題は決したが、校規問題が定らぬので、之れを全國評議員に相談したいと云ふのが、八月二日に全國評議員會の催された理由である。

繰返して云ふ、學長問題は七月十日で最う定つたのだ。八月二日の全國評議員會は全く校規改正問題の爲めである。然るに其の全國評議員會が、不思議にも校規改正問題を、そつちのけにし、學長問題の討論場の如く化し、而して遂に學長問題の解決を委する五名の委員が出来た、けて終つた理由は、何處に在るか。

一〇、維持員及教授のストライキ。高田博士の辭表呈出

七月十日決定した學長問題が、再び逆戻りして問題となつた理由は、一言にすれば、七月十六七日頃から維持員及教授の或る人々が、絶対に天野博士を排斥し始め、天野博士が學長たるに於ては自分等は辭職すると、ストライキを起し、且つ之れに高田博士まで加つて、辭表及び辭職意見書を大隈侯に呈出するに至つた爲めである。其のストライキを起した維持員及び教授が誰々なるやは一

向に判らず、其の人数も或は二十名と傳へ、十数名と傳へ、又單に數名とも云ひ、明かでないが、兎に角大隈侯に辭表を出したと云ふことである（大隈侯は其の後柔道部師範宮川一貫氏の質問に答へ、いや其の辭表は學長の處へ出てをると云はれたさうだ。學長と云へば天野博士の事だらうが、云ふ迄もなく博士は七月二十四日大隈侯に呼ばれ、辭職の勸告を受けたる時、其の勸告の理由として初めて侯の口より其の事を聞いたのだ。併し侯は屢々總長と學長とを混同して話さるゝさうだから、或は其の間違ひかも知れぬ。）

然らば此等諸氏が、七月十日に自ら決議せる處（維持員ならざる教授には勿論此の決議に對する責任はないが）を翻し、天野博士が辭職せざれば自分等が辭職すると云ひ出した理由は何處に在るか若し其れが、八月二日の全國評議員會で早速整爾氏の讀み上げた高田博士の意見書及び維持員會の意見書なるもので代表せられるものとするれば、随分小供じみた理由である。何の事はない、唯天野博士が憎く、車を横に推して無理に理由を作つたに過ぎぬ。併し之れは若林氏の報告及び伊藤氏の報告に詳しくある筈だから、茲には略す。が唯だ茲に一つ申して置きたいことは、此のストライキが、所謂恩賜館組中の橋、大山、宮島氏等と何等かの關係があるのではないかと云ふことである。と云ふは外でもない、最近予等が、分裂脱退せる恩賜館組諸氏より聞く處に依れば、教授及維持員のストライキに依つて天野博士の排斥を遂行するの案は、七月六日の校友會後の橋氏方に於ける

恩賜館組諸氏の會合に於て、大山、宮島、橋氏等が個人として實行するに決せる處のものであつて而して又事實某々維持員を勧誘したること確實なりと云ふ一事である。勿論之れだけの事實では、彼のストライキが此の計畫の結果起つたものと、直ちに推斷することは出来悪い。併し七月六日夜橋、大山、宮島氏等に此の計畫あり、且つ實行に着手せる形跡あり、而して七月十六七日彼のストライキが起つたことは、暗合にしても面白い事實である。

一一、大隈侯出現の經過

以上の如くして維持員及教授のストライキは起つた。而して大隈侯は、此の結果、七月二十四日天野博士に辭職を勧め、同二十七日夜博士は書面を以て之れに答へた。斯くて七月十日一たび決定せし學長問題は再興するに至つたのである。

併し大隈侯の此の出現に就ては、以上の外、なほ傳ふべきことがある。其の一つは憲政會の諸氏の活動、二は永井柳太郎氏の奔走である。

先づ憲政會の諸氏の活動を關和知氏の談に基いて述ぶるに、七月十九日（？）降旗、武市の兩氏、他の用事を以て大隈侯を訪ひしに、侯は當日の新聞に學長問題の出でをを指し、早稻田大學は今斯くの如く騒いでをる、而して一方維持員及び教授にして辭表を呈出せるものも甚だ多い、吾輩は

遂に一刀兩断の處置に出てねばならぬと述べられたので、兩氏は頗る驚き、先に高田博士の學長復歸を諫止した諸氏を急遽早稻田俱樂部に招集して相談した結果、何等かの妥協案を立て、高田天野兩博士を調停することに決し、降旗、武市、關の三氏を委員として、七月二十日天野博士を、同二十一日大隈侯を、同二十二日高田博士(當時國府津の別荘にあり)を訪ねしめた。

然るに此等諸氏の訪問の結果に依るに、天野博士は頗る釋然たる態度あり、高田博士が誠意を以て問題解決に盡力するならば、立ち處に騒動は收まるべしとの話であつたが、二十二日高田博士を訪ねると、同博士の態度は頗る之れと異り、自分は兎に角、維持員は今や天野博士に對して赫怒してをる、自分は之れを到底慰撫することは出来ないの、即ち國府津に逃げて來たのであるとのことであつた。之れには訪問せる三氏も頗る意外の感に打たれたが、兎に角自分等は今出来るか出来るか調停の役を勤める決心である故、博士にも暫く其の成行きを待たれたき旨懇々依頼し、博士も之れを承諾して分れた。又二十一日大隈侯に對しても同様、暫く一刀兩断の處置は見合はされ度き旨を乞ひ候も何分頼むと云はれた由である。

斯くの如き次第であるから、憲政會の諸氏は、兎に角自分等の調停を行ふまでは、高田博士は勿論の事、大隈侯とてもまさか此の問題に口を出す如きことはあるまじど安心してゐたのに、七月二十四日、突然後にいふ如き事となつたので、諸氏は事の意外に驚いた様子である。

次ぎに永井氏の分を述ぶるに、同氏は七月二十二日大隈侯を訪問せしに、侯は彼の武市降旗兩代議士に云はれたと同様、天野博士に對して一刀兩断の處置を取るべきことを云はれた。永井氏は之れを聞いて驚き、直ちに之を大隈信常氏に謀つた結果、天野博士に高田博士と會見せんことを乞ふに決し、永井氏は其の使命を帯びて、同日天野博士を訪ねた。而して永井氏に依り傳へられた信常氏の提言は、高田博士を東京へ呼んでとの事であつたが、天野博士は、いや其れには及ばない、さう云ふわけなら自分の方から國府津へ行き、昔の書生に戻つて、十分話して來よう云はれ、翌二十三日早朝國府津に高田博士を訪問したのである。

二十三日の國府津に於ける天野高田兩博士の會見は、勿論他の何人も立會はなかつたのであるから、其の詳細を知るを得ない。併し聞く處に依れば、高田博士は、かの關、武市、降旗三氏に對して語られたと同様の事を、天野博士に對しても云はれたらしく、要するに兩博士の會見は何の得る處もなくして別れたのである。二十三日の夜は、恰かも本問題に關する在京評議員の會合も早稻田俱樂部に在り、又憲政會の諸氏も同俱樂部に集つてゐたが、此の結果を傳へ聞き、何れも非常に失望したと云ふことである。

斯くの如くして二十三日の折角の會見は失敗に終つた。然るに翌二十四日午前、其の前日迄は國府津に在りし高田博士が、突如大隈邸に現れ、長時間侯爵と談話し、午後一時前に辭去した。而し

て、未だ博士の候補を辭せざる以前、即ち午前十一時頃、大隈侯は電話を以て、午後一時より二時迄の間に天野博士の來邸を求め、其の招きに応じて博士の至るや、かの辭職勸告をしたのである。天野博士が大隈邸に行つた時は、高田博士の既に居らざりしは申すまでもない。

一二、天野博士の書面

以上の経過を見るに、假令所謂天野派でなくとも、大隈侯の辭職勸告が自然のものならざるに疑着く。第一はストライキである。第二は七月二十四日に於ける高田博士の大隈侯訪問である。七月二十八日(?)午後、石橋は關和知氏に面會したが、氏は其の時前節に述べたる談話をせられ、且つ何故急に侯から辭職勸告などせられたか、自分には判らぬ、或は憲政會の者の申し込んだ調停を自分等に却つて不利に傾くやも知れずとせる者があつたのかも知れぬと云はれてゐた。關和知氏を、何人と雖も天野派又は高田派とする者はあるまい。即ち最も公平と見らるゝ人の眼にも、此の前後の關係は斯く映るのだ。況や侯の辭告勸告理由は、維持員のストライキがあつて困るからと云ふのである。之れを天野博士が、折角の侯の御言葉ながら辭表を呈出し得ずと答へたに、何の不條理があらう。天野博士の書面は次ぎの如くてあつたといふ。

肅啓仕候時下益御安泰の段恐悦至極に奉存候然者去七月二十四日拜顔の際御懇篤なる高諭に接し至りに奉存候へ共歲月の久しき幾多の情弊を生じ改善廓清を要する者少なからざる様被存候事遺憾の次第に奉存候小生魯鈍と雖右廓清改善の爲に聊か本大學に盡すは小生の使命なるが如く感せられ又校友の中にも之を以て小生が閣下に對し國家に對し遠るべからざる職分なりと爲し候者頗る多數なる様相覺候蓋し根本改良を要する件に就ては他日を以て可申上候へども此事たるや心ある校友等の常に憂慮措かざる所以に有之小生の自ら揣らす敢て之を正さんと決心致し再選の場合には之を辭せずと斷言致候事は全く此意味の外無之候

然るに最近高田博士其他の諸氏閣下に辭表を提出し或は辭意を洩候趣被仰聞又是等諸氏は小生學長を辭し候は、辭意を諷さんとの意思に有之候由是に就て閣下は小生に辭任を勸告被遊且名譽學長たらしめんと優渥なる高諭に接し小生たる者誠に恐懼感佩の至に奉存候唯夫れ校規改正の事たる維持員會之を決し評議員會及教授會有志亦之を賛し今や進行の中途にあり而して新校規一たび行はれ新學長の定まる迄小生を現職に置かんと維持員會の決定有之候處今に及んで小生去らず

んば諸氏職を辭すとの説を爲す者あるは如何なる根據に基くや小生の甚感ふ所に御座候要するに閣下の高訓は感佩の至りなりと雖も此場合に生自ら辭表を提出して隠退すべき公明なる理由を見出す能はざるを遺憾とすると共に小生の職責上爲すに忍びざる所に有之候

今や早稻田大學は改革發展の機運に際會致候様被存候此場合一身を挺して之に當るは小生の熱望に御座候若し學長として之を爲す能はざる時は或は校友として或は國民として廣く滿天下の智識ある校友等と協心戮力し素志を貫徹せんば止まざる覺悟に御座候斯くして早稻田大學の進轉を期して閣下の洪恩に酬ひ君國の爲めに盡す存念に御座候願くは言辭の蕪雜を咎め賜はず微衷の在る所を御諒察被下候様伏して奉悃願候 恐惶頓首

大正六年七月廿七日

天野爲之

總長 大隈 侯爵閣下

七月二十七日天野博士が、右書面を大隈侯に呈出するや、天野博士を除ける維持員諸氏は連日會議し、或は天野博士を首切らんとの議も起りたる由なるが、法律の關係上、はた増田、早速、昆田三氏の注意もあり、能く之れを爲し得ず、遂に八月二日の評議員會に及んだ。此の間前記増田、昆田、早速三氏が頻りに奔走し、天野博士に辭職を勸告せんと努めたること等あれど、くだくしければ略す。又二日の評議員會の模様に就ても、若林氏の報告ある筈なれば略す。併し唯だ一言した

きは、全國評議員會にて舉げられた五委員の調停案である。

一三、全國評議員會五委員の調停案及天野博士の對案

八月二日の全國評議員大會に於て學長問題が松平、小川、平田、砂川、山田の五委員（その内砂川氏は八月四日大阪校友會が天野學長留任を決議したる結果辭任したるを以て、其後は四委員となり）に托せらるゝに至つたは、確聞する處に依れば評議員中に或る折合の着きたる結果とのことである。従つて右委員諸氏が、調停案を天野博士に提出するに就ては、豫め宮川鐵次郎、若林成昭氏等と打ち合はさるゝ考へにて、兩氏も招かれたが、若林氏は差支あつて、参加しなかつた。併し委員諸氏が、慎重の上にも、慎重を加へんとするの誠意は、特に山田氏より三浦を招かるゝに至つた。蓋し三浦は山田英太郎氏には惡意の關係あり、且つ今回の問題に就き多少經過に通せるが故である。併し不幸にして其の招致が突然なりし爲め、時間、間に合はず、山田氏の要求は八月九日午前九時（即ち委員諸氏が天野博士に調停案を提出する前）會見とのことであつたが、遅れて同日午後となつた。従つて御招きの趣意には寧ろ役に立たなかつた形ちがあるが、併し三浦は此の山田氏との會見に依り十分に委員諸氏の苦心の程を伺ひ得、非常に満足したのである。但し其の案の内容には、残念ながら絶對に賛同の意を表し難きのみならず、事實之れにては調停不可能なるべしと申し

且つ附け加へて、此の結果が如何様になるとも、何卒之れは世に公表を願ひたい、然らざれば種々なる誤解を生じ、迷惑する者を生ずべしと云ふたのに、山田氏は、勿論公表の覺悟なりと答へられた。

併し委員諸氏より正式に公表ある迄は、三浦が他に之を洩すべき筋合でない。従つて今日迄堅く秘密を守つてゐたのであるが、委員諸氏は、豫想の如く愈々調停不可能となり、既に八月十五日辭任せられたりと云ふに、未だ其の顛末の公表なし。然るに八月十七日の東京朝日新聞を見るに、「大隈侯の激怒、天野博士の氣が知れぬと、維持員は語る」と題せる文中に、一維持員（其の維持員の何人なりやは略ぼ見當附き居れり）の談として、「調停委員諸氏の調停案は可成り穩かなるものであるのだが、夫れを天野博士が拒絶したのは何う云ふものだから分らない」云々と記してをる。此の記事は意外に大なる反響を起し、眞に然らば天野氏の態度も面白からずと思ふに至れる者も尠くない様子である。天野博士が秘密の約に縛せられて、事實を天下に公表し難きに乗じ、責任ある維持員が斯くの如き言を新聞紙上に發表せしめ、天野博士を中傷するは、洵に奇怪と云はねばならぬ。

又同日のやまと新聞を見るに、「調停委員遂に手を引く」と題する記事中、かの調停案には宮川、齋藤、若林氏等も賛成を表し、其の結果天野博士に提出したるものなるに、博士は之れを拒絶せり、従つて博士は平穩の裡に解決するの誠意無きものと認め、茲に委員は斷然手を引くに至つた、と云ふ意味のことを書いてをる。之れは如何にしてやまと新聞が書けるか知らず、天野博士に誠意無

しなどは全然誤れるのみならず、又若し其の瀋藤が瀋藤隆夫氏にて、若林が若林成昭氏のことならば、予等は斷じて此の兩氏が彼の調停案に賛成の意を表した事實無きことを言明し得る。又八月十九日の東京朝日を見るに、輕井澤電話として高田博士の談が載つてをる。それに依れば、評議員會委員が提出せる調停條件は、現状の儘にて世間の鎮靜を待つと云ふことであつたとある。果して高田氏の談ならば奇怪至極の事である。

斯の如く彼の調停案は秘密にされある爲め、予等の心配せる如く、果して世に種々なる誤傳を生じ、天野博士に迷惑を及ぼすに至つたは、小川氏等委員諸氏に於ても決して本意とする處ではあるまい。されば必ず委員諸氏は近く顛末の一切を公表せらるゝことと信するが、既に委員諸氏が辭し、世に誤傳あること明なるに於ては、三浦が之れを公表するも不都合ある筈なきのみならず、專らこは三浦の義務なるべきを思ふ。仍つて左に八月九日調停委員諸氏が天野博士邸を尋ね、博士に示せる調停案の要領を示す。

一、天野學長其他の理事三名は七月十日維持員會の決議の通り大正六年八月三十一日任期満了と共に再選する事

但し學長は病氣引籠り、學長代理を置き、其の事務を執らしむる事（外に秘密條件として、學長は時期を見て辭任することの一項を附す）

二、田中唯一郎は再選後直ちに辭任、名譽取扱とする事

三、校規改正は七月十日、十三日、十六日の維持委員會の決議に基き進行する事

但し、内外騷擾、局面動搖して事を行ふに便ならざる間は改正實行を延期する事あるべし

四、右和議成立の上は天野博士は大隈總長に面謁し前日の非禮を誠意を以て謝する事

五、學長秘書を廢する事（外に秘密條件として橋靜二を辭職せしむる事の一項を附す）

六、委員は前數項實行の責に任ずる事

七、學長問題に關し此の覺書に明記せざる事項は總て評議員會委員の處置に一任する事

八、右和解條件の趣旨及實行に關し意見の一致を缺きたる時は評議員會委員の裁斷に服従する事
右第一項の趣旨を要言するに、學長は表面再選となるも、病氣と稱して引籠り、事實は學長たる勿れ、而して時機を見て正式に辭職せよ、但し他の三理事は理事として職務を執ると云ふに在り（尤も他の三理事中、田中唯一郎氏だけは、第二項に於て辭任の事となり居れるも）。三理事の事は暫く措く、苟も早稻田大學々長たるものが、選舉はせらるれども、同時に内約あり、病氣にもあらざるものを病氣なりとして引籠り、更に時機を見て辭職すると云ふが如きは、是れ實に幾萬の校友、學生、及世間を歎く者にして苟くも良心ある教育家の爲す能はざる所である。斯くの如きは、苟も早稻田大學を思ふ者の斷じて賛成し難きものなるは明白である。されば三浦は山田氏との會見の節、此の事

を指摘し、其の非なるを説きしに、山田氏は曰く、汝の云ふ處は如何にも尤もである、さり乍ら如何せん、調停と云へば、今日の處之れより外に立てようはないのであると。蓋し之れが、高田博士又は一部維持員の承諾する最大限度と云ふのである。

斯くの如くなれば、天野博士も固より此の調停案其の儘を承諾し得よう筈はない。是に於て天野博士は十日豫め小川氏と打合せ、委員諸氏の集合を求め、十二日午前東京ステーションホテルに於て一の對案を出した。其の對案は、予等の確聞せる處に依れば、委員の調停案に若干の變更を施せるものにて、左の如くである。

一、調停案第一項の但書及び秘密條件を除く事

二、調停案第三項の但書を除く事。其の理由は調停一たび成らば騷擾のあるべき筈なし。然るに斯かる但書を加ふるは面白からず、のみならず、斯かる條件ありては、自分が唯一の目的とせる校規改正を遅延せしむる恐あり、之れ自分が學長に留まる本來の趣旨に反すと云ふに在る。

三、調停案第五項を除く事。理由は斯る些細の事柄を態々契約する必要なかるべしと云ふに在る。
四、調停案第七項及第八項を削る事。理由は第七項は意味不明なり、之れを設くる必要はあるまじく、又第八項は調停案中の秘密條項等を削除せば其の用なきを以つてある。

即ち之れに依つて見るに、天野博士は、頑固に委員の調停案を拒絶したのではない。それ處か、大

部分は委員の申出でに従ひ、唯だ其の甚だしく不都合なる部分、又は不必要なる部分の削除を求めたまでである。天野博士としては大なる譲歩であつたと云はれる。何となれば天野博士が評議員校友等の懇請にまかせ辭意を醸すに至りたる理由は、勿論其の懇請の切なるに動かされたるにありと雖も、同時に博士は此の際彼等校友、評議員の希望に従ひ校規の民本的改革を行ひ、校風の肅清を圖るは、自己の責務なりと深く感したる爲めである。従つて博士は再任承諾の條件として、維持員、評議員及教授より等数の委員を選擧せしめ、それに校規改革の審議決定を委すべきを提議した。而してそれは高田博士も承諾であると云ふので、初めて再任の決意をしたのである。然るに右調停案第三項は、七月十日、十三日、十六日の維持員會の決議に従ひ校規改正の事を進行することになつてゐる。七月十日、十三日、十六日の維持員會の決議とは、つまり天野博士の提議を變更し、調査會をば單に諮問機關とすると云ふ決議である。博士が之を承諾するは決して容易の譲歩でない。又大隈侯の前に謝罪すると云ふ事も實は甚だ變な事である。併し之をも博士は其の儘受けた。然るに之れが何うして委員諸氏の調停を不可能ならしめたかの理由を、予等は知るに苦しむのである。併し委員諸氏は、右對案を天野博士より受取るや、翌十三日宮川鐵次郎氏をも招き種々協議した様子であるが、翌十四日午後天野博士を東京ステーションホテルに招き最後の辭を殘し、翌十五日辭任せられたのである。

一四、校友及學生の運動

以上で予等の報告は略ぼ盡したが、唯最後に一言加へたきは、校友及學生の運動に就てである。初めにも述べた如く、六月の終りから七月の初めに掛け校友及學生が、或は連合し、或は別々に團結して運動を始めた。其の一は六月二十九日牛込江戸川清風亭に於て天野學長の留任を決議した校友學生有志大會、其の二は七月一日に牛込江戸川清風亭に會合した鐵道稻門會之れである。が其の後なほ起つたものが二つ、三つある。其の今予等に名稱の明かなるものを擧ぐれば、早稻田大學柔剣道部學生を中心とする早大運動部有志團、及早大愛校正義會、之れである。前者は八月二日午前牛込江戸川清風亭に集つて、天野學長の留任、學制の民本的改革、醜類の殲滅を決議し、其の午後築地精養軒に開かれたる全國評議員會に委員を派し、決議の朗讀を求めた。後者は八月五日牛込矢來俱樂部に集合し、同じく天野博士の留任、公明なる學制改革、疑惑を受けたる輩の殲滅を決議し、且つ大隈總長に向ひ建白書を送つた人々である。

又彼の六月二十九日逸早く矢來俱樂部に集會せる校友學生は、再び七月十八日矢來俱樂部に大會した。其後八月一日早稻田俱樂部に集會し天野學長排斥を決議し様とした若干校友があつたさうだが、之は當夜偶々同會に出席した若林成昭氏に説き伏せられ、殆ど何も爲し得なかつた様子である。

然るに斯く各種の校友及學生團體が活動するや、高田博士及其一派の諸氏は、之れを以て天野博士の指駭にても因れりと解せるか、高田博士の如きは遂に天野博士彈劾の理由（八月二日評議員會席上にて早速氏の讀めるもの）として、天野學長が學生の騒ぎを止めざるは不都合なりと云ふに至つた。學生が騒ぐ、騒ぐと云ふけれども、目下學校は夏期休暇にて在京せる者は頗る少數である。されば以上の團體に於ても眞に學生の團體と見らるゝは運動部有志團（此の中にも多數の校友あり）だけにて、他は多く校友中心の集りのようである。校友が如何なる決議をしようか、それに對して學校が何の干渉をなし得よう。而して學生の集團と雖も、それが亂暴でも働いたなら兎に角、學校の問題を憂慮して、眞面目に協議し、其の意志を發表するが何て悪からう。之れを止めるは學生の自由意志を束縛するものである。又假令之れを止むるとしても、それは必ずしも學長だけの責任ではない。若し之れを止めぬのが悪いと云ふなら、他の理事は勿論、名譽學長でも、名譽理事でもはた維持員でも皆同罪である。其他運動部有志の蹶起に就ては、或は永井柳太郎氏の指駭に出てたりなど云ふ風説もあり、又鐵道稻門會は後藤男が操り居るなど云ふ説もあるが、前者に就ては予等は全く正反對の事實を知り、後者に就ては苟も早稻田大學の校友には左る愚物なきを公言して憚らぬ。以上、予等は出來得る限り推測を加へず、事實有りの儘若しくは予等の聞いた其のまゝを記述した。若しそれに就いて不審を抱かるる方あれば、予等は喜んで其の質問に應ずる者である。

高田博士學長復歸諫止顛末

評議員 齋藤隆夫

評議員會を中心とせる經過

評議員 若林成昭

一、高田博士學長復歸諫止顛末

- 一、六月廿日憲政會代議士總會
- 二、高田博士學長復歸不可の理由

三、高田博士との交渉

二、評議員會を中心とせる經過

- 一、六月二十一日在京評議員會
- 二、六月三十日の在京評議員有志會
- 三、高田博士及三理事との會見
- 四、三理事委員の希望を拒絶す
- 五、三博士の協定成る

- 六、七月十日の維持員會の決議
- 七、全國評議員會開會の要求
- 八、全國評議員大會
- 九、天野博士彈劾の理由及其強要

高田博士學長復歸諫止顛末

評議員 齋藤隆夫

早稻田大學々長問題は本年六月以來幾波瀾を繰返して今日に及び、未だ以て其解決を見るに至らず、是れ番に早稻田大學の深憂たるのみならず、又實に一國文教の爲に、深く遺憾とせざるを得ず。吾輩亦微力を此問題の解決に致しつつある關係に依り、茲に早稻田大學出身代議士及前代議士團の問題に關與せる顛末を叙し、以て事相の闡明に資する處あらむとす。

六月廿日憲政會代議士總會

本年六月廿日憲政會所屬代議士總會が其本部に開かるゝや、出席せし早稻田出身現代議士は左の十八名なりき。

- | | | | |
|-----------|-----------|---------|-----------|
| 町田 忠治 | 早 速 整 爾 | 武 市 彰 一 | 森 岳 平 |
| 上 島 長 久 | 關 和 知 | 三 木 武 吉 | 紫 安 新 九 郎 |
| 久 須 見 東 馬 | 鶴 澤 宇 八 | 小 山 松 壽 | 松 岡 勝 太 郎 |
| 降 旗 元 太 郎 | 櫻 井 兵 五 郎 | 山 道 襄 一 | 田 中 萬 逸 |
| 岩 佐 善 太 郎 | 齋 藤 隆 夫 | | |

尙、早稻田出身前代議士にして出席せしは左の二名にして、其他黒川九馬氏は代議士にあらざるも憲政會幹事なるを以て列席せり。

鈴木寅彦 小山谷藏

然るに、恰かも此日、早稻田大學學長更迭問題が萬朝報及中央新聞の兩紙に掲載せられをりし爲め、出席せし前記諸氏は期せずして學長問題を協議することとなり、協議の結果、高田博士は學長に復歸すべからず、天野學長は永く留任せざるべからず、といふ事に就て一人の異議を唱ふる者なく、出席者の希望は此點に於て全然相一致したり。而して高田博士學長復歸不可論の根據は、高田博士の學長復歸は社會及政治道德上不都合なり、といふに在り。左に其理由を述べん。

高田博士學長復歸不可の理由

第一、高田天野の兩博士は早稻田大學の前身たる東京専門學校創立の當初より三十有餘年來、互に手を携へて早稻田大學經營の事に當り、何れが兄にして何れが弟たるを知らざるが如き間柄にて今日に及べり。此間高田博士は前に十數年間學長の地位に在りて、早稻田大學の實權は高田博士一人の手に歸し、天野博士は高田學長の下に立ちて何等の不平を訴へず、誠心誠意學校の爲に力を盡されたり。然るに一昨年八月大隈内閣の改造せらるゝに當り、高田博士は學長の地位を去りて臺閣に列し、其後貴族院議員に勅選せられ、正四位勳一等に叙せられて、社會上高級の地位と名譽とを得られたり。而して天野博士は

高田博士の後を襲ふて學長の地位に就かれ、爾來一年有半にして何等失策の認むべきものなきに拘はらず、高田博士が大臣の地位を離れたればとて、天野學長を排して其地位を奪ふが如きは、何人を以て之を見るも、社會道德の容さざる所なるや明白なり。蓋し、高田博士は現に名譽學長の地位に居らるゝゆへに大臣の職を去つて閑散の地に着かれたる以上、十分に現學長を助け、協同一致して學校の經營に當らるべき筈なり。然るを却つて天野學長を斥けて之に代らむとするが如きことの、社會道德と相容るべからざるは、吾人の言を俟つて初めて知るを要せざる處なり。

第二、更に政治上より之を見んか、高田博士は先に早稻田大學の學園を去りて、内閣に入り、更に大隈内閣の與黨たりし三派の合同して、新に今日の憲政會を組織するに就ては、特に力を竭され今日其の總務として領袖の一人たり。而も過般の總選舉其他に當りて各地を遊説し、校友會其他公會の席上に於て、終生政治を以て國家に盡すべき旨を公言せられたると一再にして止まらず、然るに今日突如として前日の聲明を放棄し、再び學長の地位に復歸せんとするは、政治道德の上に於て頗る非難すべき行動なり。

斯の如く、社會上及政治上の道德觀念より非難を受くるも、之に對して毫も正當なる辯明を與へ得ざるが如き行動を敢てして學長の職に復歸するも、畢竟そは高田博士一身の爲に圖つて忠なるものに非ざると共に、早稻田大學前途の爲に有害無益の業たり。更に之を極論すれば、若し高田博士と

して斯かる行動に依りて學長に復歸し、學校にして之を認むる處とならんか、早稻田大學創立當初の精神は之に據つて没却せられ、三十有餘年間の歴史は之が爲に汚辱せらるべく、早稻田大學は未來永劫、學問の獨立、模範的國民の造就、政治道德の普及、立憲思想の養成等を天下に公言し得ざるべし。

前述の如く、高田博士の學長復歸は、之を高田博士一身上の見地より見るも、將た早稻田大學の立場より考ふるも、斷じて不可なり、といふに一人の異議なくして一決し、此旨を先づ大隈總長に傳へ、且つ學長更迭問題の事實の真相を取調ぶる目的を以て四人の委員を作れり。其氏名左の如し

早 速 整 爾 鈴 木 寅 彦 黒 川 九 馬 齋 藤 隆 夫

高田博士との交渉

恰も此日、高田博士も亦憲政會本部に在りしを以て、協議の席に招いて事情を聴取せるに博士は、「左様な話はあれど、自分は未だ之に承諾を與へたる譯に非ず、併かし事頗る急迫を告げをれば、何等か適當の方法を講ずるに非ざれば、現在の儘にては到底切り抜け得ざる状態に在り」との事を言明せられたるに依り、吾々一同は學長復歸の不可と現學長留任の必要とを極力言説して分れたり。

且つ前記四名の委員は其日直に大隈侯を訪ふて意見を開陳したるに、大隈侯は「吾輩は數日前初めて左様な事を耳にしたるも未だ深く其事情を詳にせず、明朝高田博士を喚んで相談して見る積りな

りとのことなりし故、委員は高田博士學長復歸の不可と天野學長留任の必要とを十分に述べて侯爵邸を辭し直に坪内博士を訪ひしに不在なりしを以て、理事の一人たる田中穂積氏を訪ねて、大體該事件の裏面の消息を知るを得たり。即ち高田博士の學長復歸は裏面に於ては既に確定しをり、翌二十一日朝學校にて教授會を開きて之を報告し、同日正午在京評議員會を開いて之を發表する段取りしなり。委員は事の意外なるに驚き、同夜築地精養軒に於ける憲政會代議士懇親會に臨み、宴會終了後更に早稻田大學出身現代議士及前代議士を集めて事の顛末を報告したるに、何れも其の意外なるに喫驚し、然らば之より更に運動に着手せざるべからずとのことに議一決し、早速整爾、小山松壽の兩氏が坪内博士を訪問したるに、同氏不在なり。轉じて高田博士を訪ねしに、同邸内には市島謙吉、田中唯一郎の兩氏並に浮田、鹽澤、坪内、田中の四博士集會して協議中なり。早速小山の兩氏は其席上に於て來意を告げ、吾々の意見を十分に述べて同邸を辭したり。

翌日早速、小山兩委員は衆議院控室に於て吾等に右の次第を報告せり。併し此問題は、これのみにて中止すべき性質のものに非ざれば、今後は早稻田大學評議員たる代議士に運動を一任し、隨時其報告を受け、且つ相談を爲すことに定めたり。代議士にして評議員たる者は左の四氏なり

町 田 忠 治 早 速 整 爾 上 島 長 久 齋 藤 隆 夫

同日正午早稻田俱樂部に於て在京評議員の集會を催されたり。此集會は坪内、浮田、市島三氏の

名を以て召集せられたるものなり。而してこは代議士の資格とは無關係に、單に評議員としての集會なるが故に、此會の様樣及び其後の経過の報告に就ては、該問題の事情に精通せる評議員若林成昭氏を煩はすこととし、吾輩は暫く之を以て擱筆せんとす。

評議員會を中心とせる経過

評議員 若林 成昭

一、六月二十一日在京評議員會

六月十八日付、市島、浮田、坪内三氏の名を以て、二十一日正午早稻田俱樂部に召集すべき旨通告せられた。此の席に召集をうけたのは在京評議員にて、學校側より前記三氏の外、鹽澤、田中(穂田中(唯)の三氏も出席した。

先づ市島氏は當日の集會の目的を説明し、實は我々は來八月末を以て天野氏に代ふるに、高田氏を學長たらしむる事に決し、高田氏にも其の内諾を得たれば、其の事を本日諸君に御相談を願ふ爲めに集會を乞ふたのであるが、之は校友代議士及び前代議士諸氏の懇切なる勸告(六月二十日の事實を指す)に由つて中止となつた。従つて本日の會は其の必要なに至つたのであるが、然し乍ら高田氏從來の主張に對しては、我々は賛成であつて、特に成就せしめたるは、民本主義の基礎の上に立てる學制改革である。其の學制改革なるものは、評議員會、教授會の權限を擴張し、學校の經營に廣く輿論を容れたいと云ふ趣旨であつて、所謂デモクラチック、ペーシスの上に立つものである。其の方法としては、校規改正調査會を組織して、之が會長に高田氏を宛つる等である。之

れは高田氏學校復歸が不可能になつたので、實は昨夜夜を徹して漸く纏めた案である。何卒御承知を願ひたいと。而して市島氏は、天野學長の人身攻撃を爲して其の説明を終つた。

茲に參集せる評議員は事實の有無は校内の事であつて、調査せざる以上は不明瞭であるが、併かし市島氏として、此の多數評議員の集れる席上で、三十年以來の友人なる天野氏の人身攻撃をなし非禮の言語を弄するは甚だしく不穩當であるとして、何れも同氏の言動に激怒しないものは無かつた。殊に其の攻撃の一部には天野氏が學長就任以前の事もあつたが、若し事實ならば、市島氏は數十年來の友人として夙にそれを熟知せる等である。然るに何故に左様な人を學長として推薦したかとの議論も起つたが、列席理事等の仲裁にて、其の場は僅かに事なきを得た。而して結局評議員會に於ては、調査會設立には賛成であるが、高田氏を會長にする事は今より定め置く必要なしと云ふ事に決定したのである。

二、六月三十日在京評議員有志會

斯くの如く、此の評議員會の席上にては、天野氏重任の外なしといふ意向であつたが、然かも一派の人士は裏面に於て猛烈に天野氏排斥の運動を繼續しつゝある事を耳にしたので、在京評議員の有志は捨て置く可からずとし、六月三十日、出身母校在京評議員の會合を午後六時より早稲田俱樂部

部に催ふしたのである。當夜の席で早速齋藤君を座長とし、討議の結果、

- (一) 現學長天野博士の再任を期する事
- (二) 他の理事も成る可く現在の儘たる可き事
- (三) 評議員の權限を擴張する爲、校規改正調査會を設くるに就いては、評議員より他會と等數の制定委員を選出すること

右の意見を貫徹する爲め、實行委員五名を設け、此の主旨を高田氏に詳述して實行を期する事、委員は座長指名とし、座長をも加ふる事とし、宮川鐵次郎、齋藤隆夫、若林成昭、昆田文二郎、早速整爾の五氏に定まつた。但し渡邊亨氏は委員に指名せられざりしも、翌七月一日の高田氏訪問にも自己の發意にて加はり、其の後常に委員と行動を共にした。

三、高田博士及三理事との會見

實行委員は七月一日、高田氏を小石川の邸に訪ひ、決議の主旨を詳述したるに、高田氏は全部此の説に賛同を表し、且つ曰く「天野君にして引受くるならば之れに越したる良策なし。願はくば諸氏此の決議の主旨を以て天野氏を力説せよ。余亦天野君と懇談する處あるべし。又三理事にも余より懇談すべし」と。依つて委員は高田氏の回答を悦び、同日直ちに飯田町の邸に天野氏を訪ひ、再

任せられたき旨を懇願した結果、天野氏より不日書面を以て返事をなすべしとの答を得て、委員は別れた。

翌五日午前十一時、鹽澤、兩田中の三理事に早稻田俱樂部へ来てもらつて、委員から高田、天野兩氏に對すると同様の主旨を告げ、成るべく現状維持で就任せん事を告げた。三理事は研究の上、追て返事を爲すべしとの事にて散會した。散會に先立つて、天野氏より、昨日の返事として書面到來したのである。主旨は「御懇切なる勸誘に従ひ自分は維持員會にて再選の上は就任し、十分努力する決心である。同時に希望として、學制調査會を組織し、維持員、評議員、教授會の三會より等數の人員を選出して之れが委員となし、以て校規改正の實を擧げたい」との趣であつた。委員一同何れも賛同の意を表したるも、此の趣は高田氏の同意するものなりや否やを確かむる必要あるを感じ、直ちに該書面を携へて高田氏を訪問し、書面の主旨を語り、且つ書面を高田氏に示したるに氏は之れを熟讀反覆し、「此の主旨は余も亦全部賛成にて、斯くならねばならぬものなり」との旨を言明せられ、又附加して「學長は定まれるも、三理事は果して諸氏の意向に添ふや否や疑問とす」と云はれた。それで委員等は、高田氏にして三理事に懇談せらるれば、三理事は辭任の事なかる可きを信じ、懇に決議の主旨に添ふ様、貴下の盡力を乞ふ旨を述べて退却したのである。

四、理事委員の希望を拒絶す

翌七月三日は年一回の評議員定時總會の大隈總長邸に開かるゝ日である。午後四時からの召集であつた。併し前記評議員會委員六名へは、開會に先立ち、午後一時より大隈侯直接面談したしとの書面が速達便で發送せられた。依つて委員は同刻出頭して面談した。席上委員より種々申述べたるに、總長よりは、諸君等の來る前に、高田、天野、坪内の三博士を呼び、此の問題は三人にて解決すべき旨を申したれば、それに委せて貰ひたいとの事であつた。而して三博士は別室にて次ぎの三案を作つたのである。

一、天野氏辭し、鹽澤氏を學長に推し、高田、天野、坪内、之が後援となる事

二、學制調査會を組織し、教授會、評議員會の權限を擴張し、維持員の數を増加し、此の新憲法の下に學長を選擧すること。但し夫れ迄の理事學長は勿論現状の儘

三、無條件に天野氏新内閣を組織し、學長たる事

大隈侯との面會後、鹽澤、兩田中の三理事は委員に對し、前日の答を爲すべしとて面會を求められた。而して其の會見に於て、鹽澤氏は他の二名を代表すと稱して、現内閣は若き教授連二十名許り(其の誇張たることは後に判つた)の團體の不信任を受く、此儘現状維持にて進む事は、此の團體

の難關ある爲に到底堪ゆる處にあらず。されば我等は此の難關を知りつゝ、諸君の御説に従ふ事は爲し得ない、と委員の希望を拒絶した。仍つて委員は少壯教授二十名の性質を質問せしに、鹽澤氏は、是等は學校より留學せしめたる新進氣鋭の者であつて、一名恩賜館組と稱する團體であると説明した。そこで委員は更に別室に會し、鹽澤氏の出席を求め、此の少壯教授に對する慰撫の方法を計り、且つ就任を求めたるも、氏は斷乎として前説を主張して肯せず、唯だ現内閣變更の場合には三理事共就任するが如き意見を洩したれば、委員等は鹽澤氏の言葉全部に徹し、天野學長の力、排斥せんとするものなる事を觀破し、同氏と袂を別つた。

五、三博士の協定成る

超えて七月五日は卒業式である。此の日、委員等は總長の命に依り三博士間の相談一決せりと聞き、高田、天野、兩博士に糺したるに、三博士の提案たる第二案即ち「改革の後、學長選舉の事、且つ學長には天野氏を推す事」に決定せりと聞き、大に喜んだのである。然し理事任就に就ては、所謂恩賜館組が果して理事就任の難關たるや否やを調査する必要を感じ、當日、卒業式臨場の爲め何れも來校しあるを機とし、出席せる多くの教授につき、また特に恩賜館組と稱する諸氏につきて、之れを調査したるに、恩賜館組の存在は之を認め得たるも、其の意見たるや、現在の校規にては大學の

行政上、教授上、不安を感ずるを以て、校規を改正せんとするに在りて、現學長に反抗する者の如きは僅かに二三の者の外之れ無きを的確に認め得られた。茲に於て委員等は、鹽澤氏初め理事の回答の餘りに無責任なるを思ふと共に、言を恩賜館組に藉りて天野氏を排斥せんとする意志に相違なしと感じたのである。併し校規改正、學長留任の事は既に三博士の間に纏り、且つ理事辭任の理由も薄弱なるものなれば、高田氏の誠意の如何と、努力の如何によりては、評議員會の決定意見は貫徹せらる可きを思ひ、七日、在京評議員會を早稻田俱樂部に開會し、從來の經過及び

- 一、校規改正を爲すこと。此の改正は調査會を設け、維持員、評議員、教授會の三團體より各等數の委員を出し、審議決定する事。
- 二、改正したる校規の下に學長を選舉する事。此の選舉に際しては天野博士を候補者とす事。

の二項の決定せることを報告せるに、滿場異議なく、之にて何等紛糾なかるべきを信じて散會した

六、七月十日の維持員會の決議

然るに七月十一日に到り、委員に對し高田氏より、正午早稻田俱樂部にて會見したき旨申出てあり。席上、高田氏は、昨七月十日、維持員會を開き、決定したる要點を語ると前提し、左の報告をなした。

(イ)憲法(校規)は維持員會に於て其の權能の下に改正を遂行する事とし、余は維持員より其の起草を委託せられたり。故に調査會を設けるとせば、調査會は單に維持員會原案を諮問するに外ならざる事。而して此の諮問會には天野、阪本、鹽澤三氏を説明委員として出席せしむる事。

(ロ)此の改正校規の下に學長の選舉を爲す事。此の選舉に際しては、天野氏を候補者とする事勿論なり。

(ハ)此の改正あるまでは天野氏留任たる事

以上の外尙、高田氏は附言して

(イ)學長秘書の制度は余の制定に係るも、余は今日に到り之れを廢止したき考なる事。

(ロ)田中唯一郎、市島謙吉兩人は、何人が學長たるも、滿期と同時に總ての職を去り、如何なる事情あるも再任せざる事。

(ハ)併し乍ら、理事に就いては苦慮しつゝある事を言明した。

七、全國評議員會の要求

委員等は右の報告を聞き、調査會と稱する新組織の下に改革を爲すとの主旨にて、着々進捗し來

りしに、此の調査會を設くるや否や確定せず、況んや設けたりとするも單に諮問會とするが如きは當時第一回の評議員會に市島氏が高田氏の説として詳述せる所謂民本主義に反するのみならず、委員が其の主旨を體して、奔走し來れる趣意の全部を滅却するものなるを思慮し、折角一段落を告げたりと信じたる在京評議員會をも再び開會して、附議せざるを得ざるの状況に迫つた。即ち校規改正が斯くの如き維持員會の決せる手段にて完全に行はるゝや否やを憂慮し、七月二十三日午後六時、早稻田俱樂部に母校出身在京評議員の會合を催す。同日參集せる諸氏は、山田英太郎、中野鐵平、鈴木寅虎、昆田文二郎、早速整爾、山澤俊夫、齋藤隆夫、宮川鐵次郎、上原鹿造、田中四郎左右衛門、羽田智證、小松林藏、浦邊襄夫、黒川九馬、若林成昭の十六名にして、先づ若林成昭より委員を代表して、高田氏の前報告の事項を詳細に報告せる結果、此の問題は重大なるを以て、在京評議員以外、全國評議員に議する必要ありとの理由の下に、召集を當局者に要求する事に一決し、前記出席者全部召集請求書に署名し、之れを翌二十四日鈴木寅虎、他一氏相携へて、評議員會長たる伯爵松平頼壽氏に提出した。而して其の時、該評議員會は七月三十日に開會する豫定であつたが此の事を松平伯より早稻田大學へ通告するや、幹事前田多藏氏來り、評議員會の召集は學長のなすべきものにて、會長の權限に屬せず、然るに今學長は不在にて其の命令を受くるを得ざる故、急遽御要求に應じ難き旨を云つた。仍つて伯は、左様の次第ならば己むを得ず學長の命を待つより外な

しと答へ置きたるに、次いで田中唯一郎氏は再び松平伯を訪ひ、全體、全國評議員會を開くなど云ふは事を面倒にするものなれば、東京評議員會開催の事に變更せられたしと申込めるを以て、伯は此の事を鈴木寅彦氏に相談せしに、そは要求團の精神を全然没却するものなれば、宜しからざるべしとの答であつたので、即ち松平伯は再び田中唯一郎氏に交渉し、漸く要求の通り評議員會を開催することになつたのである。併し斯く故障の起りし爲め、通知發送の時日、遅延し、爲めに七月三十日の豫定が、八月二日開會の事になつたのである。

八、全國評議員大會

右の如くして、八月二日午後一時より築地精養軒に、全國評議員大會を開いた。來會評議員は四十一名であつた。

會長松平伯爵議長席につき、天野學長は在京評議員十六名の要求に基き、本日此の會を召集したる旨を簡單に挨拶し、且つ本日の會は事自分に關するもの多しと考ふるにより遠慮すべしと云ひて直ちに退場歸宅せられ次いで、三理事は會長の要求により退場せしめられた。

議事に入るや先づ鈴木寅彦氏は、本總會要求建議者の一人として單に挨拶し、夫より若林氏は六月二十一日以後委員として行動したる前述の事實を詳細に報告し、且つ此總會は、七月十一日、高

田氏より維持員の決議として受けたる報告を、七月二十三日在京評議員會に計り、其の結果聞くに到れるものなるを以て、第一校規の改正を議題として審議せられん事を發議し、次で早速整爾氏は個人として昆田文二郎、増田義一の二三氏と維持員及び高田氏に交渉し來りたる類末及び維持員會は天野學長を解職する決議を爲さんとしつゝありしを、自分等は熱心に阻止し、此の評議員會の決議あるまで之れを延期せしめ置きたる旨を詳述し、且つ事件が頗る紛糾混亂せる状態にあるを述べ其の例として、高田氏が總長に提出せる意見書の全部、並びに維持員會の意見書の一部を朗讀し、天野學長は最早一日も其の職に在るの不得策なるが如き主旨を力説した。次いで松山忠二郎氏は同志數名(所謂中央亭組)の意見なりとして、代表的に建議して曰く (一)校規は慎重に調査研究する事 (二)學長問題に就きては委員十五名を擧げ之れに一任する事 (三)此の委員は座長指名とする事之れに次いで齋藤隆夫氏は早速整爾氏の報告中に在つた高田氏並びに維持員會の意見を反駁し、若林は又早速氏の報告に對し數個の質問を爲し、早速氏の答辯を聞き、齋藤氏と同じく早速氏の報告の輕妄なるを辯じた。而して結局議案として、校規問題を第一議題とし、學長問題を第二議題とする事に決し、暫時休憩の後再び開會、山田英太郎氏より、松山案に對する修正説を提出し、之れに對して又上原鹿造氏より修正意見出て、高根義人氏外數名の賛成ありたる爲め、山田氏は自己の動議は休憩中に於て多數の纏りたる意見として述べたるなるが、斯く異なる意見ある以上は、前議

を撤回すと云ひ、松山氏も亦同様其の説を撤回すと述べた。斯く山田案、松山案は撤回となりたるを以て、上原案のみ議題となつた。而して上原案は「校規改正に就いては維持員會、評議員會、教授會より委員を出し、調査會を組織し、之れによりて制定する事」と云ふに在りたるも、結局地方選出の評議員より討議延期の動議あり、之れに決するに到りたるを以て、此の問題に就いては不日再び評議員會の開會あるべきは言ふ迄もない。

次に第二議案即ち學長問題に入り、松山忠二郎氏の提案にかゝる委員十五人説を議案と爲したるも、齋藤隆夫、若林成昭之れに反對す。(此の時松平會長は病氣の故を以て休憩し山田氏代る)再開會の上、齋藤和太郎氏より小川爲次郎、砂川雄俊、平田護衛三氏の外、山田英太郎、松平賴壽伯を加へたる五名の委員一任説出て、休憩中、折合説もありたる結果、反對もなく之れに決す。従つて松山案たる十五名委員説は否決せられた。是れ評議員會の經過の概要である。

九、天野博士彈劾の理由及其誣妄

八月二日の評議員會に於て、早速齋藤氏の朗讀したる、高田氏の意見書並びに維持員會の意見書なるものは、要するに、天野學長攻撃を以て満たされたるものなるも、歸する處左の數點にあつた

- (一) 總長より命を受けて協定したる三博士の確定議は他に洩らさるる事を約したるに拘らず、七月六日の校友會に於て獨斷發表したる爲め高田氏大に驚き、維持員會大に憤慨し、爲めに紛糾の原因を爲せる事

(二) 大隈總長の訓諭(七月二十四日)に對し、書面を以て答辯せるは非禮の所爲なる事

(三) 校友會規則改正委員の請求に基き、中央校友會を召集せんとしたるは、此の紛亂の際に於て不穩當の行動なる事

(四) 維持員會に於て終身維持員を廢止すべしと陳述せるは不穩當の主張なる事

(五) 學生等が集會を催し、學長問題を議し、若くは意見書を發表する等不穩當の行動あるに對し何等の制止をも爲さざるは其の職責を盡さざるものなる事

之れに對し、若林成昭、齋藤隆夫兩名より詳細に反駁したる要點を摘記すれば

第一、校友會に於て天野學長の演説に對する攻撃は、天野氏を強いて陥れんとするものである大會に出席せる何人も知れる如く「若し再選せらるゝに於ては奮勵努力すべし」との事を申されたる迄にして、(而かも高田氏は校友會當日の朝恩賜館組教授に天野博士再選に決したる旨を告げたりと聞く)何等責むべき點なきに非ずや。又假りに校友大會に於ける此の演説の爲め高田氏、維持員會共に憤慨せるならば、超えて七月十日に維持員會は何故に天野氏の再選を決議せるか、之れ前後擲着である。思ふにこは七月十日の決議ある事を忘却して、後に天野氏を傷けんが爲に虚

可きである。

蓋し、學長問題なるものは、極めて嚴正に、學長平生の人格、意見、言動等に就いて、論議すべきである。然るに毫も之に互らぬのは不可である。況や天野學長に對し、鹽澤博士が三理事を代表して七月三日に云へるが如き事實、及び市島名譽理事が六月二十一日の在京評議員會に於て報告せる事實の如き、虛構なる事柄なるに至りては、現學長を排斥す可き理由を發見するに苦しむ。最近の天野氏の言動を曲解し、作爲し以て其の排斥の目的を遂行せんとするが如きは、淺薄なる謀計たる事を觀破するに難くない。何故に市島氏の言を虛構なりと云ふか、評議員の委員が高田氏に對し、市島氏の暴言を詰りしに、高田氏は之れを辯明し、其の日「市島は一杯機嫌にて出駄良目を云ひしにて、甚だ不都合なり」と言明し、又評議員會の委員が、市島をして天野に謝罪せしむべきことを申し出せるに徴しても明白なりと云ふべきである。

又鹽澤氏の所謂恩賜館組教授の反抗説の如き、委員が七月五日實況を調査せる結果、及び今日所謂高田派に於て、之れを口にする者なきに至れるは、其の誣妄を證して餘りあり。更に鹽澤、兩田中の三理事の如きは辭表を提出して、謹慎指令を待つべき身にあるに拘らず、田中唯一郎氏の如きは、某評議員に對し、一日三回も訪問運動をなせるの事實あり、吾人は之れを何と見るべきか。

教授會記

附「天野學長辭意」の真相

天野學長辭職勸告經過記

教授 伊藤重治郎

君はこれに異議さへなければ出やうといふ事であつたので、同君再起の事にして居た處、憲政會代議士から實に猛烈なる反對が出た。これは、彼等に在ては政治運動の頭目を奪はれるといふ譯であるから彼等に取つての死活問題で、又大に考へてやらなければならぬ。吾々とても何も非常なる障礙に抵抗して迄是が非でも高田君を推さうといふのでは無い。唯學校は今や改革の時機に際し是非一つ大改革をやらなければならぬ。て名義は何ても可いから、高田君に来て改革をやつて貰へば吾々の目的は達する。そこで急に打寄り相談の結果、高田君を改革委員長といふ名で迎へるといふ事にやつと纏まりを付けた譯である。因て諸君の同意を得たい云々。

永井柳太郎君質問して云く、天野先生が再任に堪へずといはるゝ程病氣なりや否。又高田先生が此際學校に復歸せらるゝは學校の爲めにも高田先生の爲めにも採らざる所である。それは先生が今日政治家として色彩鮮明になられたる以上先生の就任は學校をして濃厚なる政治的色彩を帯はしむる事となり、早稻田大學建學の本旨たる學問獨立の精神に悖る。又先生政治界を退かるれば早稻田出身の政治家は活動の統卒者を失ふので實に不幸、不利である。又憲政會が今日失意の境にあるに當り先生が政界を去て再び學校に復らんとせらるゝは黨人としての節操を疑はるべく、先生の終を傷くる所以であるから切に先生の爲に惜む。思ふに天野先生は學長の事務を執るに堪へられぬ程の病氣ならざるべきにより引續き職を執らるゝ様に願ひたい。云々

市島氏の答に曰く、一體天野君に限らず吾々が罷めやうといふのは昨今に初まつた話では無い。創立三十年記念祝典をやる一寸前、我輩と坪内君と越後の旅舎に泊り、吾々は罷めようとの話が出、歸京後高田君とも話し合つた事がある。天野君のもつまりそれと同じ事なのである。今早稻田は改革を要する。此際は實行力のある人を要する。天野君には實行力が無い云々。

永井君曰く、高田先生の就任は御話の如く罷めになつたとして、天野先生が無能の故を以て職を罷めらるゝのであるならば、先生と共に理事會を組織して居らるゝ諸氏も亦責任を以て罷めらるゝ事となるであらう。それでは學校が闇になるからどうか現理事が相變らずやつて貰ひたい。

誰であつたか室の西北部で『天野氏の就職以來未だ日が浅いのに茲て取り替るのは甚だ氣の毒の感がある。引續きやつて貰ふのが至當だ』との説を述べた人があつた。此説に同する人があつた。

市島氏、諸君の御同情は難有いけれども、學校の爲を思ふと同情などて決する譯に行かぬ。要は實行力の問題で諸君は充分御存知無いからそんなお考も出るのだが、吾々の如く多年其人をよく知つて居ると、高田君と天野君とはまるで比較にならぬ様に違ふ。天野君といふ人は何でも物が消極的でござんだ、濃詰？小詰？ものになる。天野君に委して置けば學校は發達せずして、段々、ござんだ、ござんだものになつてしまふ。それはもう高田君でなければ發達しない。

坪内博士至極打明けた態度で從來多年維持員會に於ても苟くも何等かの提案は皆高田君で、而も

最詳細に其實行方法まで案が備はつて居る。天野君の提案といふものはまづあつた事が無い。何か仕事をする人であるならこんな事は無い筈である云々。

伊藤重治郎、只今御提案の處置に關する天野博士の感情はどんなであるか、打明けた處を伺ひたい。先生は病氣といはれるけれども現に日々學校へも見えて居たし盛に地方講演にも出られ今後も出られる豫定になつて居る。して見ると病氣といふのは所謂病氣で、職を辭される理由は他にあらうのでは無いか。即ち天野博士は實行力が無いといはれるけれども東洋經濟新報社といひ實業學校といひ皆天野先生の統轄によつて今日の如き堅實な發達をして居る。して見れば決して實行力が無いとはいはれない。高田先生の時代には専制獨行であつたが。今日は會議制度であるから、種々支障扞格する處がある。若し天野先生に藉すに從前の如き獨斷專行の權を以てしたならば先生亦必ずや實行力を示さるゝてあらう。或は「仕事の出來ぬ様に手足を縛つて置いて、そして仕事をせぬからとは無理だ」といふ様な感を懷かれて罷めやうといはれるのではあるまいか。

市島氏、天野君の感情といつた所で、此頃我輩が天野君の處へ行て、君は今度止すさうだが、夫て高田君を出すか、異存は無いかと聞いた處、異存は無いと言つた。

宮井安吉氏、學制改革の出來上る迄天野氏留任といふ條件で、高田氏改革委員長就任の決議をしたら(賛成の氣勢一般に窺はれた)

市島氏いづれ事實はそんな事になるてせうから條件は附けないで貰ひたい。

宮井氏(?)天野氏が退任されて高田氏が改革委員長として遣入らるゝは勿論、天野氏が留任せらるゝとしても、改革は他にやつて貰つて與り得ぬといふのでは天野氏の面目上誠に氣の毒故改革委員中へ是非天野氏を加へる事にして貰ひたい。

市島氏それは勿論さういふ事になるてせう。改革に就ては勿論現學長に相談する必要があるから。

杉山重義氏、途中から開きたる故よくは分らねども、餘程上手におやりにならぬと學校内に高田黨と天野黨といふ様なものが出來て争ふ様な事になつては大變です。同情論は取るに足らぬといふ御議論の様ぢやが、同情といふものも全然無視すべき程馬鹿にはならぬ云々。

市島氏、今日午後本會と同じ性質の會を下町に催す筈で先を急ぐ。同情論は幾らやつても同じ事故、どうか此邊で打切り原案に賛成を願ふ。

服部文四郎君、天野學長の留任とか辭任とかの問題は全然別にして、今日は只高田氏を改革委員長として迎へるといふ事を決議しよう。

是には別に異論なく、形式的の採決はなく、服部君の動議通り極つた事となり散會。

散會後伊藤に對し、「僕等の言はうと思ふ事を君が言つてくれたので黙つて居た」と言つた人が一人、更に強く天野氏に同情を寄せ、これ自發的辭職に非ずして排斥だと云つた人が二人。其他一般に天野同情論に聞えた。

二、所謂天野博士の辭意

自分は右に述べた如く天野博士の辭意の眞意に就て疑を懐いて居た。其後天野先生に會つた時直裁に之をお尋ねした所が其真相はかうである。天野博士云、高田君が文部大臣を止した時我輩は高田君に向て、我輩病氣だから學長を罷めたい。君は今退職して暇が出来たから、若手を學長に据えて、君が後見してやれば命令が統一されて可い。今の様な事ではまるで思ふ事がやれない。理事と我輩の意見が一致しにくくて困る。あんな事では吾輩は罷めてしまふ方が可い。やるのなら吾輩の選む人達を理事にしてくれなくてはと。之に對して高田博士は云く。他の理事が君に反對するのは君が常に一步先じて他を卒ゐて行かないからだ。吾輩がやつて居た時分には常に先へ〜と行つたから皆が跟いて來たと。天野氏云ふ。若し僕の自ら選んだ理事であつて、之を統卒し得ないのなら、然ういはれても一言も無い。けれども今日の理事會はさうで無いのだから云々。

これが所謂天野氏の辭意なるものの現はされた第一回であるといふ。天野先生は爾來いつも同じ考を懐いて居られるので、本年に入り、追々學長改選の時が近くなつて來るにつれ、同じ意味の言を機に觸れてなされたさうである。(一)これを辭意といふの當否(二)同じ意味の言が時を隔て、何回か爲されたといふ事丈で、別に正面から續任勸告も試みられず、之を「辭意固し」といふの當否は別にいふの要は無し。

三、實行力と現時の學校の要求

天野博士の實行力問題に就ても自分は自ら觀もし感じもしたし、更に博士の下に於て過去に働き又は現在に働ける多數の人々から聞いて居る所を綜合して自分は正鵠を得て居ると信する判斷を有して居るが、之を詳しく述べ出すと段々範圍が廣くなつて來て、どうも今日の場合却つて誤解を招くやに考へるから一旦書いたけれども悉く削る。

但しかういふ事丈は述べて置きたし。

今日の要は緊縮改善にあり

早稻田大學は過去に於いて年々急激なる學生の増加が常に豫想を越ゆるの實ある爲め、建物も人手も不足を生じ、教育の行届かざる事意表外で、全く社會に對しても申譯無いとは現に校内に教鞭を執れる者にして一人たりとも之を思

はぬ者無く、高田前學長も亦之を認めて居られる。校友の多數も早稻田の量的發達はもう是て澤山である。否寧ろ行き過ぎて居る。疾く質的改良をやつて貰ひたいといつてゐる。實際今日吾々教育の衝に當つてゐるものからいふと、教育者としての良心に對し誠に苦しい。せめて良心の命する半分丈でも遂げらるゝ様になりたい。その叶はざるは一に學生過多の爲めである(その又理由は財源の不十分といふ事に在る)から、尠くとも質的改良が出来て、學生も教授も世界的大學として恥ぢざるに至る迄は、量の發達に力を專にする事は斷じて不可で、場合によつては之を阻止して掛らねばならぬ。學校の今の要求が膨脹に在らずして改善向上にあるとすれば、其實行に當るべき才幹の種類も亦自から達はねばならぬ。

民本主義法治主義

又早稻田は段々専制主義から脱して民本主義、法治組織になりつゝあり、益々然らねばならぬ。此民本主義、法治主義たらんとせば、上に立つ一人が大なる利かけ者として働くには及ばぬので、一般を統べて下を統轄し、實際の働きは下に委して居て差支無いのである。

四、辭職勸告前後の事情

七月二十四日永井柳太郎君が自分を訪ふて語つた所の要領を書いて見ると、その頃維持員中天野

博士の近時の行動を非難し騒ぎ出したといふ事、大隈侯も心配して永井君に其趣を告げられた。

永井君因て天野博士に向て曰く、先生單身國府津に高田先生を訪ひ胸襟を披いて相語り、學制調査

天野博士の高田博士訪問

會の權限に關しても多少讓歩せられんには高田先生に於ても承知すると思ふと。天野博士は七月二十三日を以て早速國府津を訪はれ妥協

を試みんとせられた處、高田博士の云く、それよりも維持員中に君に對する反感が非常に昂まり既に辭表を出して居る人もあり、辭意を洩した者もある。これが手が着けられぬとの事、それでは妥協も調和も無効といふので天野博士は歸京せられた。二十三日夜高田博士は國府津より上京二十四日午前九時頃大隈侯を訪問面談午後一時過に及び退出。引違へて大隈侯より電話で喚ばれた天野氏來耶すると、侯は天野氏に對し維持員教授多數が辭職をするといふ事、これは困るから君は此際罷めてくれといはれた。天野氏は孰れ熟考の上御挨拶申上げるとして退出した。

侯爵天野氏に辭職勸告

其後増田義一氏より聞いた處では、侯は天野氏を喚ばれたと殆ど同時か或は少し後か、兎に角四日午後來耶する様にと早速、昆田、増田三氏に電命せられたが、増田氏は出先不明、昆田氏は差支で、早速氏のみ參

侯爵三評議員をして辭職勸告せしむ

郎其意を伺ひ、翌二十五日更に三氏揃ふて參郎、侯の意を承り、そこで其三人で直接天野博士に辭職

を勸告しては誤解され、却て容れられぬ事ともならば、天野氏にとりて大變な不利であるから、といふので、宮川鐵次郎、三浦鐵太郎兩氏から辭職を勸告せしめる事にした。後三氏は人傳では不安心なので、直接天野氏を説くべく、二十六日朝天野邸へ行つたら、博士は東京に居らず、而も行先は夫人にも不明といふ事なので其儘になつたといふ。

高田博士永井氏をして辭職を勸告せしむ

話は二十四日に戻る。高田博士は大隈侯邸から自邸へ歸ると直ぐ電話で永井柳太郎君の來邸を求め

一、天野博士が七月六日校友會大會に於て高田氏との約束なる秘密を暴露したる事

二、天野博士が維持員會に於て終身維持員廢止の提議を爲したる事

三、學生が會合を催うして紛擾を加へたるに際し學長として之を禁止せざりしは失態なる事

四、校友會幹事選舉方法調査委員を指名するに當り、不穩當なる運動をなして指彈せられつゝある人物を始め、純天野黨と目すべき人々のみを挙げたるは不都合なる事

五、年來の慣例を破り幹事會の決議を経ずして校友會大會を開かんとしたる事

右五つの不都合を行つた爲め、維持員の反感を起し、維持員教授十名の辭職を見んとするに至つたから、今や天野君が退くより外紛擾を收める途は無い。て自分も學長にはならず天野も止すといふ事にして、あとは従來の理事で無い人々にて理事を作り、學制改革成つて新學長が正式に選任さ

る、迄の事務を執らず事にすればどちらにも偏せずして良いとの話であつたさうな。永井君は天野邸へ行つて、博士が直接大隈侯に面會し、續々改革の要と抱負を述べ、是非一つ任してやらして貰ひたい。萬一やり損つたら侯の目前で切腹すると誓へ、さうしたら侯は之を容れる事と信する。兎に角侯の命に背けば侯を敵とする譯で、それは可けない旨を述べたさうな。天野氏は従來の長い關係と現在の事情上自分が行つても侯の意は動かさないやうになつてあるから、それは徒勞だとして陳情案は採られなかつたさうな。

高田博士伊藤をして天野氏に辭職を勸告せしむ

高田博士は二十四日午後永井君を喚んで永井君をして天野氏に辭職勸告を爲さしむると共に更

に永井君に命じ伊藤重治郎に高田博士のいはれた旨を傳へ、伊藤をしてまた天野博士に辭職を勸告せしむる様との事であつた。永井君は一度伊藤を訪ひしも不在なりしに、夜九時また高田氏より永井君へ電話にて今晚中に伊藤をして天野を訪はしむべしとの事で、永井君は再び車を驅て來り其旨を伊藤に傳へた。

伊藤辭職勸告を拒絶の理由

伊藤は(一)天野氏が學校を退かるゝは決して其本意に出でたるに非ずして、實は其言の外形の一端を捉へて之を利用せられ、無能なる汚名の下に遮二無二逐出されんとせるものらしき事(二)恩賜館組の人々より聞くも天野博士を罷め高

田博士を學長にする事は天野氏の知らぬ間に五月來既に決し、維持員間にも之に定まり居りたる事(三)此決定を教授會と評議員會とに出して其賛成を得、以て一部の士の私策に非ざるの觀を粧はんとしたる疑ある事等より考へて、天野博士に辭職を勸告すべき理由無きのみか、高田先生の勢力の下に隠れて天野氏を斥けんとする人々こそ退くべきで、斯んな人々にあの聰明な高田氏がつり込まれて居られた事が不思議であつた。大體の發端に於て天野氏を擁護すべき筋合のものであるから今日の紛擾が起つたからとて、やはり正義に従つて裁斷しなければ必ずや後に騷擾が起る。事茲に至れば侯爵とか高田博士とかいふ個人の意見で判斷せず、教授評議員校友會の代表者を適當に選出せしめ、之に維持員側を加へて其判斷によるのが公平で、さうしなければ收まりは付かぬと考へた。此の理由で自分は天野博士へ辭職勸告に行く事は拒絶した。然るに永井君は「高田博士から是非今晚中に伊藤に行く様にといふ事である。そして君の意見を強める譯には往かぬから、君は君の信ずる儘を天野博士に傳へればよい。高田博士も何も辭職を勸告せよとはいはれたのではないから、君の意見を述べればよい」といふ。そして更に既に深更に及ばんとせるも決してす刻の猶豫を許さざる事情を附け加へた。

自分としては聽かれぬ迄も右に述べた趣旨を以て先づ高田博士に向ひ、其聽かれざるに及び、天野博士へは之をいふともしはぬともどうともよい位にも思つた。けれども事瞬刻を緩らすべからずといふのと、今晚中には是非といふ事であるので、十一時前天野氏邸へ行つて、既に先生は侯の勸告に對し孰れかの御決心が着いたかを尋ねると未だとの事、それならば小生は一人の意見で決すべき問題で無い。衆議を容れ、多數の意見によつて決すべき事と思ふ旨を述べ、序を以て高田博士の五箇條の雜詰條項中第一の秘密暴露と、第二終身維持員廢止提案に就て質問した。

五、五箇條の天野彈劾狀の辯明

一、天野博士の答によると七月六日の校友會に於ける自分の演説は決して約束の秘密を暴露したもので無い。七月三日高田坪内及自分が大隈邸に會合して申合せた一つの事柄がある。それは堅く秘密にする事になつて居る。其點は七月六日に發表した事柄と關係のあるのであるけれども自分は約束を守つてチャンと秘密にしてある。校友會でした演説に就ては前以て高田君と打合をして大體双方了解の上の事だ。であるから我輩が七月二十三日高田君を國府津に訪ふた時、校友會で秘密を暴露したといふが、全體何を暴露したのかと問ふた處、高田君は、イヤ維持員の多數がさう認めただとの事であつた。『認める』といつてしまへばそれまでの事だ。

二、終身維持員廢止の提案 學校の經營は漸次新人物が這入つて來ないと沈滞し腐敗する。然るに創業に功があつたとか何とかいふ理由で、いつまでも頭の古いものが居つては若い人達の活動を

妨げる。制度として終身にせず、年限を附して改選にした處で適任者であれば引續き選挙せられるから、適任者に對しては結果は同じ事になり、始終信任せられて居る事が明であるから、一層名譽である。自分は創立者の學校に對する力を認める爲、創立者をして三人位の維持員を毎選挙期に指名就任せしむるの權を有せしめんとし、之によつて創立者及創業者の力を認めんとしたのであるが、後の處は反對が餘り激烈だつたので言はずに止した。自分の主義は道理上決して間違つて居ない、又決して危険思想では無いのである。

三、學生大會を禁せざりし事 これは自分は先生の辯明を求めなんだ、こんな愚な攻撃は攻撃にならぬと思ふから。

四、校友會幹事選挙法調査委員指名の件 これは天野博士が校友會當日口を開いた人物を悉く容れられたといふ迄の事で、口を開く程の人は規則改正に關して何等かの意見を有て居るものと見てよい。所が其口を開いたものは一人を除くの外皆民本主義であつた。民本主義が偶天野氏の利益になる形勢で、それが爲め天野黨のみを指名したといふのは誣ふるも亦甚だしてある。自分の如きも單純なる民本主義で天野博士に對し教を受けたといふ事以外特別の恩も縁もなく、高田博士及其一派の人々には悉く恩があるとか親交があるかといふ關係で、私心や情實を以て競争するのなら、自分は勿論高田派に屬する筈である。あの時口を開いた人を聞いて見ると皆同じ事だ。

但し極端なる專制主義を唱へた吉田巳之助君を會長が指名委員中に逸せられたのは會長の失錯とすべし事はなし。

五、幹事會の決議によらずして校友會を開かんとした事 これは校友會に於ける幹事選挙方法調査委員設立に至る來歴を述べぬと其間の事情が明かにならぬ。例年校友會幹事は毎卒業年度より一人宛出すのである。規則には選挙となつて居るけれども、選挙を略して會長指名にする。會長の手許には何人かが作つた書付が渡され讀上げらるゝといふ順序になつてゐる。處て之に對して從來より苦情があつた。つまり従順な人で無ければ幹事にせぬ。何か硬論を吐いた人があると其時限りて次期には指名されぬ例が幾らもあるらしい。そこで、やはり民本主義で選挙をやらうてはないかとの提議を橋本良藏君が卒先して提出し、其選挙は手數で困難だとの川口幹事の意見に對し、選挙方法に就て橋本、伊藤が提案し、服部文四郎君は選挙法を慎重審議する爲め委員を選挙すべしとの動議を提出し、終に永井柳太郎君の動議で該委員を會長指名に一任する事に決着したのである。元來の成り立が斯くの如くであるから、該委員會の調査終了し報告書も出來て、大會に提出すべく大會を召集するのは、從來の宴會の打合せとか、祝典や紀念の相談とは全然性質が違ふ。公平に考へて見れば誰しも幹事會を経ずして直接會長が大會を召集すべきものたるは明々白々である。

以上の如く觀じ來れば五ヶ條の理由なるものは抑も彈劾理由としては餘り小さいのみならず、孰

れも事實に反し又は條理に背くものである。

六、増田義一氏の奔走

自分は天野博士を訪ねた翌七月二十五日早朝高田博士を訪ひ、先生が永井君を介して命せられたる天野先生への使命を自分は多分高田先生の欲せられた意見に背くやり方をしたと思ふから其旨御断りかた／＼自分の意見を申し上げたいとして、冒頭にまづ自分の在學當時より高田先生の恩を蒙り、知己の感に深く感激して、自分の三大恩人の第一人として現にかく申す今日も思つて居る。されば情に於ては素より先生に與する者である。又利を思ふならば勿論先生に従ふべきである。乍併此度の紛亂の本來より考へ、また學校將來の永遠の發展から考へると、正義と道理は先生のいはるゝ通りに従ふ事を許さぬ。自分は一點私心を挟まずに判断すると斯うであるとして前に述べた意見を述べたが、先生は多數では何も纏まるもので無い。断じて一人の裁断で無ければならぬと儼としたる態度であつた。自分は此意見の相違は主義の相違であるから、中々今はそれに調和が見出し得る様な形勢で無いと観測して引下つた。

高田氏増田氏をして伊藤を説かしむ

七月二十七日増田義一氏が自分を小宅に訪はれた。増田氏が自分の寓を訪はれたのは、自分が十五年前學校を卒業し

たと殆ど同時に新婚した際氏を假親に頼んだが、其何や彼やの祝に訪ねられたのが始めの終て今度は其時以來である。氏の談によると氏等は侯の言により天野氏の辭意を決せしむべく奔走せられたが天野氏に逢へなかつた。然るに維持員等は廿七日維持員會を開く手筈にし茲て學長問頭を決する事とし其下相談會を二十六日隈侯邸に於てやつて居た。増田氏等は、今や侯より命が降り、天野氏は熟考中であるのに、未だ其回答も來らざる中維持員會を開いて氏の進退を決議せんとするは甚だ以て不穩當故其會を延期せらるゝ様般談に及んだ。二十七日朝氏は高田氏を訪ひ經過を報告したり後の協議などされたさうなが高田氏は増田氏に向ひ、『一昨日伊藤が來訪した折君の事も恩人の一人としていつて居たから、君親ら伊藤の所へ行てよく彼に説いて置き此際天野氏が辭任する様にといふ旨をいつてくれといふ事であつた』とて約一時間半も種々談話せられ、自分も意見を述べたが自分は高田氏に言つた如く、増田氏は自分の恩人であるので、さう侃々諤々とやる事は出來兼ねる次第もあり、増田氏にはやはり纏末がよく解つて居ず、立場や關係も違ふから、自分は十分固執して論せずにはれる處を聞いて別れた。其後で考へると効力は無いに極つて居ても自分の増田氏に對する態度としては、やはり思ふ通り十分述べて置いた方がよかつたと思つて居る。

所謂恩賜館組の運動

教授 井上 忻治

教授 武田 豊四郎

講師 北 吟吉

叙

第一、所謂恩賜館組の成立より其最後總會に至る迄の顛末

- 一、所謂恩賜館組の由来
- 二、浮田博士問題
- 三、原口遊佐兩氏の脱退並に金子、野村兩氏の加盟
- 四、五教授退場問題
- 五、田中理事の斡旋
- 六、高田博士の調停
- 七、改革案の起草及審議
- 八、高田博士との會見
- 九、委員の報告

第二、所謂恩賜館組分裂前後の事情

- 一、武田、北の高田博士訪問の事情
- 二、橋氏宅の會合
- 三、井上外四名の脱退
- 四、脱退後に於ける我々の行動
- 五、我々の主張

叙

三十年來家族的情誼を以て發展し來つた我が早稻田大學も今日の如き龐大な組織を有するに至つては最早舊來の制度では到底時代の必要に應ずる事が出来なくなつた。そこで改革の問題が起つたのであるが、それが意外の結果を生じて一種の忌むべき紛擾を醸すに至つたのは實に遺憾千萬である。而して新聞紙の記事中恩賜館組と云ふ名が指摘されて之が今度の紛擾に大關係あるが如くに取沙汰されて居る。この恩賜館組といふのは畢竟恩賜館内研究室に席を有する大學出身の教職に在る者の謂ひて、我々も其中の一人であるが、我々もまた實際ある意味に於てこの世間の觀察を是認せざるを得ないのである。何となれば今回の改革問題には何をいつても所謂恩賜館組の運動がその導火線となつて居るのは争ふ可らざる事實であるから、假令學長問題に關聯した紛擾に對しては何等責任を有せまいとした處で、兎に角これに對して間接の因を成して居るものなる事は到底否定する事は出来ない。そこでこの際大方の御了解を得むが爲めに社會に向て事實の真相を明かにするのは正に吾々が母校並に社會に對する道徳上の義務と考へた。

然るに偶數日前同僚原口竹次郎氏の來訪を受けた。來談の要旨は「母校の紛擾が日増しに烈しくなつて行くのはお互に憂慮に堪へぬ次第である。紛擾が重なるに従て自ら醜劣な運動や流言蜚語が

盛に行はれるので、新聞紙が傳ふる報道の如きも常に確實相半ばするやうな有様である。かくては到底輿論の公正な判断を得る事は出来ない。然るに問題は結局公正な輿論によつて解決するの外はないのであるから、今日最も急務とする處は事件の真相を明かにして、公正なる輿論と正確なる判断の材料を供給するにあると考へるので、有志の者相圖りて各自關係者から事件の經過に關する極めて赤裸々な報告を徴して、之を世に公表しやうと考へて居る、就ては今回の事件に就て最も重大な關係を有する所謂恩賜館組の真相を知る事は問題の性質を明らかにする上に於て最も大切な事であると思ふから、どうかその經過を詳細に話して貰いたい」といふのである。元より我々には何等の異存はない。公正な立場に居る我々としては、寧ろ自ら進んで發表する考を持つて居たのであるから、直ちに承諾の旨を答へた。然し乍ら協議の結果、「談話にては多く意を盡さざる點もあり、且つ時としては誤を傳ふる事も尠くないから、寧ろ我々自ら執筆、顛末書を起草して提供する事にしやう、この顛末書を諸君が如何なる方法で發表されるも、それは諸君の自由であるが、只斷つて置かねばならぬ事は、我々は記事の内容に就ては飽くまで責任を負ふが、それ以外の事に就ては一切責に任ずる事の出来ない點である」と答へた。原口氏は我々の意を諒とせられて、然らば依頼する旨を述べて辭去せられた。

如上の理由により、以下我々の今日まで取り來つた運動の顛末を略敘して敢て世に公表する次第である。記事は専ら事實の真相を明らかにせむとするにあるが故に、敘述は凡て自ら體驗したる事實に限る。毫末も推測乃至想像に基く事實を包含しない。幸に今回の問題に對し輿論の公平なる裁決を仰ぐに當り必要な材料の一端ともならば母校將來のために誠に欣幸の至りである。

大正六年八月十八日

井 上 忻 治

武 田 豊 四 郎

北 吟 吉

第一、所謂恩賜館組の成立より其最終總會に至るまでの顛末

一、所謂恩賜館組の由來

井上 忻治

所謂恩賜館組なるもの、真相を明かにするには、先づ昨年十二月に起つた所謂銅像問題に筆を起さねばならぬ。大學當局者は既に九月の維持員會で大隈侯爵夫人の銅像を校庭内に建設すべき議を決して居たにも關らず、之を秘密に附して工を起し、十二月に至つて初めてその真相が明らかになつたので、これに憤慨した母校出身の若い教授團は猛烈に反對して當局者にその撤廢を勸告した。我々は徳義を重じて事件の内容並に交渉の顛末を發表する事を避けるが、要するに當局者は吾々の主張を是認して銅像の建設を斷念したのである。

斯くの如くにして銅像問題は表面無事に解決したのであるが。然し乍らこれによりて斯くの如き

問題を生ぜしむるに至つた禍根は必ずしも除かれた譯ではない。禍根とは何ぞや、即ち斯かる計畫を成すに至つた當局者の精神である。銅像問題により當局者は、第一、大學の精神及其の本義に對する無理解、第二、大學制度の運用に關する非立憲主義並に官僚主義を遺憾なく曝露したのである。これは實に由々しき大事であるといはねばならぬ。斯くの如き大學の精神に反し時代思潮に逆行する思想を以て大學が經營せらるゝ間、到底早稻田大學は眞の大學として發達する事は出来ない。この思想こそ實に母校將來の健全なる發展に對する最も危険なる暗礁であると云はねばならぬ。この暗礁を除かない限り早稻田大學は到底その將來の發達を期する事は出来ないのみならず、寧ろ大學としては遠からず破滅の運命に逢着せざるを得ないのである。——斯様な考は銅像問題の突發を機として、愛校の赤誠に満ちた若い教師の間に強い共鳴を見出したのである。かくて銅像問題に關係した教授陣の中で、常に恩賜館内研究室にありて朝夕換談する機會を有する少數者は、この機に於て一の強固なる團結を作つて置かうといふ事に期せずして一致した。その目的とする處は、今後機會ある毎に、當局者の非大學的精神と反時代思想とに反抗すると同時に、正に時代の要求する思想に基き大學の根本的改革の機運を醸成する事に努力せむとするのであつた。かくて母校革正の爲めに一種の團結が成立した。苟くも如上の主義精神の下に取つた共同動作に基因して生じたと思ひべき結果に對しては、加盟者は各自連帶責任を負擔すべき嚴肅な誓約が加盟者の間に調印された。加盟

者の數は最初井上忻治、原口竹次郎、服部嘉香、大山郁夫、武田豊四郎、村岡典嗣、寺尾元彦、北吟吉、遊佐慶夫、宮島綱男(イロハ順)の十名であつた。この外橋本三二氏は大學制度の實際に就て堪能な知識を有せらるゝの故を以て、囑託として大學制度改革の調査案並に事務の掌理を依頼する事にした。尙同氏には議事の發言に就て特に團員と同一の權利を認められた。この團結には別に名稱を附せなかつたが、その成立の趣旨からして自ら同志の間には「オロオオダン」と呼び慣れで來た。世に恩賜館と稱するのは實はこの團體を指す。これが所謂恩賜館の由來である。

橋氏は依頼によりて直ちに改革案の起草に着手された。同氏は殆ど寢食を忘れて精勵する努められたが、それでも起草を了して印刷の完成するに至るまでには、約三ヶ月を要した。出來上つたものは實に一個龐大な堂々たる草案であつた。然もそれは單純な姑息な改革案ではなくて、頗る根本的な、頗る徹底的な而して全然新しい基礎の上に立つた大學案であつた。恐らく同氏多年の研究の結晶であつて、然も同氏生命の發露であつた。而して一言附加すべきはその困難なる印刷に要したる多額の費用は悉く同氏の私財によつて辨せられた事である。斯くの如き次第なるが故に我々はこの案に對しては多大の敬意を表して、特に「オロオオダン」原案と稱し慎重審議する事にしたのである。

二、浮田博士問題

E八

是より先に所謂浮田博士問題なるもの、起つた事に言及する必要がある。銅像問題で我々が當局者と折衝して居た當時、浮田和民博士は同志の一人大山教授を訪問せられて銅像問題から大學の制度改革の問題に及んで意見を交換された末、我々の意のある處を諒とせられ、我々同志と意見を交換するため會見を申込みられた。そこで我々は同博士に承諾の旨を答へて、一日博士と會合した。談話は勿論銅像問題から制度改革の問題に及んで、博士と我々とは大體に於て意見の一致を見た。加之、博士は將來我々と共同動作を取りたき旨の希望をさへ述べられた。而して我々の説明によりて、博士は我々が銅像建設に反対した理由を承認され、我々の取つた行動を承認する旨を明言された。然るに何ぞ圖らむ。問題解決後本年一月十一日新學期の開始に際し、博士は教壇に於て、銅像問題に就き我々の取つた行動を恩恵の行爲として非難されたのみならず、直ちに取消しはしたが兎も角我々を謀叛人とせむ明言された。且つ大隈侯爵夫人の銅像の如きは今後機會を得て必ず建設すべきであるといふ趣旨を述べられた。この事實は二月に入つて學生側の正確な證言によつて確める事が出来たのである。そこで我々は非常に憤慨した。我々は浮田博士の節操と、其の學者的道徳と、其の公人としての責任感情とを疑つた。加之當局者の依頼により、當時この問題を當局者と我々との

間に限局し、その顛末内容を秘密に附すべき約があつた。而して維持員會は吾人の要求により銅像撤廢の決議をした。然るに維持員の一人たる浮田博士が、この約とこの議決とを無視して公開の席上然も學生に向て前示の如き發言を爲すに至つては、我々は最早公人としての博士の人格を理解する事が出来なくなつた。加之學生に向て我々の行動を忘恩の行爲なりと放言せらるゝに至りては、明かに博士は猥りに同僚の人格を非議しその徳性を毀けて、敢て懼らないものと云はねばならぬ。まして斯くの如き放言が學生に對して與へる精神的影響を考へたならば、教育上實に由々しき問題であるといはねばならぬ。而して博士は教授會議長の重職を帯びる人である。於是乎維持員教授會議長浮田和民に對する責任問題が生じた譯である。銅像問題に關係した教授團の中に於てはその問責の方法に就て、實際意見が二つに岐れたのであるが、我々は之を以て單純に浮田博士の個人的責任の問題ではない、嚴密に云へば當局者全體が責任を分つべき性質のものである。從てこの問題は單に浮田氏との間に個人的に解決すべきものではない、問題の解決は直接之を當局者より要求すべきであるといふ所見を持して居たので、直ちに文書を以て、浮田博士をして、博士が前記の陳述をなしたる同一の學生に對し、前言の取消を爲さしむべき旨を當局者に要求した。一二の當局者は個人的にこの問題に就き調停の勞を取られたが、我々の容るゝ處とならなかつたので、この問題は今日尙未解決のまゝに残つて居る。詰り其後間もなく制度改革の問題が起つて、我々と當局者との間に

更に新しい然も非常に重大な關係が生じて來たので、若し當局者が我々の要求を容れて制度の改革を實行するに於ては、浮田博士問題を初め一切の責任を解除する事にしやうといふ意味で、右處決に對する督促を殊更差控へたのであつた。

三、原口遊佐兩氏の脱退並に金子野村兩氏の加盟

茲で述べて置かねばならぬ事は、同志の中原口及遊佐兩氏の脱退である。原口氏は吾人同志の行動は實際二三陰謀家の操縦する處となつて居るので、結局プロテストは一種の陰謀團に外ならないと公言し、然も同志の人格能力等に就て個人的に不謹慎な批評をして敢て憚らないといふ事實があつたので、我々がその主張を承認せない限り、同氏と行動を共にする事は不可能であるといふ理由により、同氏に脱退の通告をせしむ。同氏は事ろこれを以て自ら望む處なりとしてその手續を了せられた。遊佐氏には特別な脱退の事由はなかつた。只同氏が浮田博士問題に關しその問責の方法は就て同氏のみが他の團員と見解を異にしたので、今後プロテスト主義主張のために共同動作を取る上は皆で何等かの支障を生ずるの虞あるかも知れぬ故にこの際自分は團結より脱退しなむとの希望を申出られたので、協議の結果、その脱退を承認する事になつたのである。それは何れも二月及三月の交であつた。

これと前後して理工科助教金子從次、野村堅兩氏が新に加盟された。吾々が改革問題を審議するに當り、從來理工科に特別の知識を有する者のなかつた事は甚だ遺憾とする處であつたので、右兩氏の加盟を得たのは我々の最も幸慶とする處であつた。

四、五教授退場問題

以後橋氏の立案にかゝる新大學案に就き研究審議を續けて居たのであるが、この間大學は豫科の修業年限が従來一ヶ年半であつたのを滿二ヶ年に延長するの議を決したので、その學科配當が各科教授會に附議された。各科教授會は當局者提出の案に就き慎重審議の上必要な修正を加へ、一定の成案を作つて當局者に返附した。當局者はこの案に對し重要な變更を加へて三月九日豫科教授會に附議し、之を無事通過せしめた上で、翌十日更に各科聯合の教授總會を召集して、該加工案を附議した。然るに茲に特に注意しなければならぬ事は、當局者が各科教授會の決議を無視して勝手に變更を加へた右加工案を、豫科教授會並に教授總會に附議する以前、既に新規則書の中に印刷して廣く世に頒布して居た事である。銅像問題浮田博士問題を経て今年年限延長問題を議するに當り、當局者が我々有志の忠言を容れて、凡て立憲的手續を経て問題の解決に努めて居る事を我々は深く多とし、その識見と雅量とに太く敬服して居たのであるが、茲に至つてそれは單に一時の幻影に過ぎ

大田中理

官野井上

なかつた事を悟つた。當局者は美しい立憲主義の衣を纏ふた。然し乍らこれに包まれた精神は矢張り醜惡な專制主義であつた。形に立憲を装ふて其の實極端な專制を行ふものに過ぎなかつた。於是乎プロテスタントにして教授會に議席を有する(大田)武田(官野)及余の五名は憤然立つて其の不合理を責めた。當局者が斯くの如き非立憲的行動を取つてする限り、吾人は先づ教授會の権限を明らかにした上でなければ議案を審議する事は出来ない。教授會の権限が明らかでない限り、議案の審議は畢竟徒勞であると主張して、先づ教授會の権限に關して各種の質問を試みた。これに對して天野學長が專ら答辭の任に當られたが、然し乍らその答辭は支離滅裂殆ど體を成さなかつた。この論戰は實に二時間餘に亘つたが、他の當局者はこの激烈なる論戰に於て何等の發言を爲さなかつた事は我々の等しく異様に感じた點である。結局當局者は権限争議を未解決のままにして、遮二無二議案の採決を求めやうとしたので、上記五名は佛然色を作り、斯くの如き無法の採決に加はる事は出来ないと言明し、等しく席を蹴つて退場した。退場後議案は所謂滿場一致を以て可決されたといふ事である。これが五教授退場問題なるもの、真相である。

五、田中理事の斡旋

そこで右五名は協議の結果、斯くの如き権限の分界すら明らかならざる有名無實の教授會に議員たる事は、我々の學者意識の許さざる處であるといふ理由の下に、爾餘のプロテスタントの同意を得て、幹事不信任の意味に於て連袂辭職の意を決し、これに必要な一切の準備を了した。然るに偶理事田中唯一郎氏或る方面よりこの實情を探知し、太く憂慮せられ、橋氏を介して極力辭表提出を断念せらるべき旨を要請した。一度は之を拒絶したのであるが、再度田中氏より何等かの妥協點を見出したき故、兎に角一夕會合して懇談を遂げた旨を申込まれたので、協議の結果承諾する事にして、富士見軒で會合したのは三月十三日頃であつた。會談の結果は假令吾人が今回辭職を断念したにしても、大學の制度が舊來のまゝで改まらない限り、今後尙辭職の因となるべき同一性質の問題が何回起つて来るか分らない。して見ると今我々が無條件で辭職を断念したからとて、それは結局一時の小康を得るに過ぎない事であるし、又それは我々の敢て潔とせざる處である。銅像問題から今回の退場問題に至るまで、總て物議の因となつたものは悉く制度の缺陷である。この意味から云へば如上の問題を起したのには必ずしも當局者の責にのみ歸すべきではなく、寧ろ制度その者の罪であるといつて宜しい。だから當局者にして、若しこの際根本的に舊制度を改革して、その禍根を絶つての誠意があるならば、我々は御要請を容れて辭意を醸しても差支ない、何も我々は強て辭職するのを本意とするのではないからといふ事になつた。田中氏はこれに對し非常に満足の色を表せられたが、然しこの際諸君が改革意見を具して直接當局者に打つかる事にしては、或は感情の齟齬を

生する虞れもあつて（田中氏は會談中、今度の五教授の行動に就き幹部中にて非常に憤激して寧ろ免職處分を爲すべしと主張する者もあつたが自分は極力反對し慰撫して置いたといはれた）、却て問題の解決に支障を來すやうな事になるかも知れないから、自分としては近日高田博士の歸京を待つて（當時同博士は選舉運動のため旅行中であつた）、同博士と協議の上その盡力を仰ぐ事にしたき故、兎に角それまで辭表の提出又はその他の行動を取る事を延期して貰ひたいといふ應答であつた。誠に情理共に到つた話であるから、一同承諾する事に決した。

六、高田博士の調停

それから間もなく高田博士が歸京されて（三月下旬）、上記五名の外プロテスタンツの有志が一夕高田博士の招待を受けて、博士邸に集會した、田中氏も同席であつた。博士は我々の意見を熱心に懇切に聴取された上、我々改革の意見に賛成された。而して極力我々を慰撫されると共に、我々の意のある處を諒とせられて、我々の要求する改革を實現するやう盡力すべきに力より兎に角今回の問題は一切博士に預けることによせよといふ御言葉であつたので、一同先生の好意を謝すると共に、只管改革に對する博士の盡力を懇請した。尤も時恰も總選舉を目睫の間に控へて居たので、夫までは博士としては遺憾ながら何事も出来ないから、兎に角吾々と會見して改革問題を議するのは總選舉

終了後にして貰はねばならぬ。選舉が済み次第に我々と會見する事にするから、吾々の方でも其れ迄に具體案を作成して必要な準備をして置く様にといふお話であつた。一切承諾の意を述べて退却した（余は差支のためこの會合には出席しなかつたので、本項の記述文は直接經驗に基いたものでない事を断つて置く。但し記事の正確に就て責任を持つ事は勿論である。）

七、改革案の起草及審議

そこで我々の方でも至急案の整理をして置く必要が生じて來た。といふのは前述プロテスタンツ原案なるものは非常に徹底的な全然新しい基礎の上に立つた極めて理想的の大學案であつて、一應審議の結果、現在の早稻田大學を基礎としては、實行するに大分困難な事情があつたので、要するにそれは新大學を設立する場合の理想案として徐ろに研究する事として、當面焦眉の問題としては現在早稻田大學の舊案を打破して、之を根本から民本的立憲的の制度に改めるといふ丈で満足するやうな、比較的實行の容易な案を別に立て、見る事にしやうてはないかと云ふ事に一決して、既に部分的にはその研究を進めて居たのであるのだから、この際は寧ろこの方の案を至急纏めて、當局者と折衝する方が適當であらうと云ふ事になつて、橋、村岡の二氏が専ら其の立案の衝に當る事になつた。大綱の起草が済むと直ちに一同會合して審議した（四月 日）案の骨子は、要するに教授陣

が常に大學統治の中心勢力であるといふ事に歸する。是は大學の本旨から云つて當然の結論である
 と考へたので、同時に又從來の專制主義的寡頭政治的惡制を排斥して、民本的立憲主義的制度を確
 立するに唯一最善の方法であると信じたのである。而して統治機關の編制は議決機關として維持員
 會を存し執行機關として總長以下各執行部機關(教務部、事務部、圖書部等)及各分科大學長を存する
 のである。維持員會は教授團(教授全部)、現在の維持員、及執行部の首腦若干名によつて構成される。
 この維持員會の委員會として、別に常議員會(七名)を存する。而して組織としては全然一元的で、
 凡そ大學の事は、學務たると人事たると經營たると財務たるを問はず、悉く單一の維持員會によ
 つて決定するので、別に現制度に存する様な教授會を存置しない。尤も學科の交渉並にその連絡を
 計るために學問その者の系統によつて政治學團、法律學團又は哲學團といふ如き者が各科を通じて
 別に構成される事になるのである。維持員會は一ヶ月一回、常議員會は毎週一回定期開會する。常
 議員會は緊急事項に就て假決議をする權能を有する。

改定案に對する
 井上に反對

右一元的組織に就ては寺尾氏及余は反對意見を主張した。矢張り從來の制度のままに維持員會と
 教授會とを併置し、各科教授會を以て學務事項のみに關する獨立議決機關としたいとの考である。
 勿論便宜の問題であつて理論の問題ではない。大山、北兩氏は矢張り同意見であつたが缺席されて
 居たので結局この反對意見は少數で敗れた。かくて技業の點は幾分修正されたが大綱は原案通り可

決定した。

原案起草者
 人選の起

この際原案起草者から新制度を運用するに各機關の人選を豫じめ議じ、且つ我々團員の少くも
 多數がその機關中適當の地位を要求する事の議決を爲すべき提議があつた。その理由とする處は、
 制度のみ幾ら改善されても、その運用宜しきを得なければ、結局何等の効果もない。だから同時に
 人選の問題を議せなければ、制度の改革は何等の意味を成さない、折角の改革は骨抜きになつて了
 る。而して人選が是認される事になれば、我々がその地位の大部分を要求する事は提案者としての
 當然の權利であると共に、又その義務であるといふのである。これに對しては余は極力反對した。

提案者も
 結果は如何

「改革案によれば常議員、財務監督、總長以下各執行機關の主腦は悉く公選の事になつて居るのであ
 るから、何人を選出するかは全然選舉權者たる維持員各自の自由なる意思に存する、豫じめ我々少
 數の者が人選をして置いたからとて、それは單に我々の希望にすぎない、假令その希望が正當であ
 るとしても之を確實に實現する道がないではないか」と反問したるに對して提案者は答へて曰く「徹
 頭徹尾革命の形式によつて第一回文は總長たる寺尾博士の指名によればよろしい」余はこれに
 對して更らに「假りに革命の形式を是認して第一回の總長を高田博士と定むるも革命の手續は之を

井上
 有良

最小限度に止めねばならぬ。即ち選舉團體たる維持員會の構成を以てその限度とせねばならぬ。團
 體が出来たらば、それから先きは絶対に選舉團體の意思を尊重して、各種の機關はその公選に任せ

ねばならぬ。そうでなければ我々の標榜する民本的立憲主義の精神が徹底しない。又假りに白歩を譲つて全部革命の形式によるとしても、その機關の大部分を我々が占領するといふが如きは理論は兎も角として、尠くも民本主義の精神に反する。而して斯の如き事は誠心誠意只管改革を主唱した我等の公正な態度にふさはしくないと反論した。次で寺尾氏も同一趣旨により余の説に盛に聲援を與へられた。かくて結局は革命主義と非革命主義との争になつたので、甲論乙駁、議場には一種の感情的な險惡な空氣が流れるまでに至つたが、結局革命主義の勝利に歸して原案のまゝ確定した。而して具體的人選もまた幾分の變更を加へて略原案通り確定した。團員の中でその人選に入つた者は大山、宮島、井上(常議員)寺尾(法科々長)村岡、服部(財務監督)橋(教務局長)諸氏であつたと記憶する。

然るにこの會合には二名の缺席者(大山、北)があつたのと、武田氏が身體の故障により實際論争に参加して居なかつたのと、それから議決の手續に多少の不服を唱ふる者のあつたのとて、大山、北、武田、寺尾、井上五氏の請求によりて、前回の議決を再議に附する事になつた。(今回は全部出席の上)北氏は病氣にて武田氏に委任)再議した結果、我々の要求する處は舊に制度の改革であつて人の問題ではない。従て改革案と共に人選問題を議するのは、吾人團結の本旨に反する。まして新制度に於て我々自ら進て何等かの地位を要求するが如きは、我々の公明なる心事を疑はるゝの因を

なし、却て改革運動に蹉跌を來すの恐れがある。此際我々は須くワシントン、ガリバルデイの心事を以て自ら任せざる可らずといふ説が勝を制して、人選問題に關する前回の議決は多數を以て之を取消す事にした。

尙右再會議の前後に於て團結の基礎に動搖を來して居た事を附記せねばならぬ。團員の間に於て既に革命主義と非革命主義との思想上の相違を生じたのみならず、その結果は團員全體が革命の名に匿れて所謂獨官的野心を逞うするが如き不純な思想を持つて居かるのやうに世間から誤解される恐れが生じて來た。かくてはこの公明正大な改革運動に大破綻を生ずる事がないとも限らない。故にこの際寧ろ分離して假令少數でも構はないから、更らに別個の運動を起す事にしやうてはないかと云ふ議が起つて可成り熱烈に意見が交換されたのであるが、然し乍ら、我々の運動も漸く成功の端緒に着いて今が最も大切な時期であるから結局小異を捨て、大同に附くといふ方針に従はなければならぬと云ふ穩和説に一致して、分離の事は汰沙止みになつた。

八、高田博士との會見

意成案を携へて一同高田博士と會見したのは五月初めてある。田中唯一郎氏も同席された。この會合に於ては、單に案の大綱を説明する事にした。各項目に亘つての詳細な事は、別に委員を選

んで今後幾回かに亘つて博士と會見説明せしむる事に決した。この案に對して博士は即座に賛否の意を表せられた譯ではなかつたが、「成程是ては遣つて行ける譯である。大邊結構な案の様に思ふ。尙善く自分も研究して見る事にする」といふ御挨拶であつた。尙博士は言葉を繼がれて「何を云つても自分は責任者ではない、改革實行の任に當るのは今の當局者であるから、自分^は單に當局者は仲介の勞を取るは過ぎないのだから、この關係は承知して置いて貰いたい、尤も仲介といつても只手渡しするといふ意味ではない、當局者が成るべくこの意見を採用して改革を實行する様盡力するのは勿論の事である」といはれた。

尙この際我々はこの新制度の運用者としては先生を最も適任と認めるが故に、又先生はこの新制度の主義精神を最も善く理解せられ實現せらるゝ者と信するが故に改革後第一回の總長（現制度の學長）には是非先生を推戴して新制度運用上諸般の指導を仰ぎたき熱心なる希望を有する旨を述べ博士の出馬を懇請した。博士は之れに對しては何等の答辭を與へられなかつた。これで會見は終了した。

茲て斷つて置かねばならぬ事は、我々が高田博士出馬の希望を決するに至つた實情である。當時橋氏の齎した極めて確實なりと稱せられた情報によれば、現幹部は銅像問題以來失態百出、今では殆ど行詰りである。天野學長以下三理事總辭職の事に決つて

居る、就中天野博士は辭意最も固く次期學長に再選さるゝも絶體に就任する意思を有せないといふ事であつた。この情報を確實なりとすれば、直ちに革命状態に這入つて何人かをディクテーターとして改革を實行せしむるか、或は改革を實行するために新學長を要する譯である。その何れとしても果して何人を適任とするであらうか、これが問題になつたのである。これには學議總望手腹、何れの點からいへども高田博士を最も適任と認むる事は大體一致したのである。最も多少の異論はあつた。第一高田博士は現在政黨と特殊の關係を持つて居られるので、今そちらをやめて學校に復歸するといふ事は公人たる博士一個の立場から見ても、大學自身の立場から見ても餘り面白い事ではないし、又新制度の實行者又は運用者として、必ずしも博士を以て直ちに最適任者となす事も少し獨斷に過ぎるかも知れない。勿論その當時の時代の必要に應じたのではあるが、兎も角高田博士は最も長く早稻田大學舊來の非立憲的非民本的制度を運用するの任にあられたのである。博士の異常なる過去の治績は必ずしも全然正反對の主義に基いた制度の實行者又は運用者としての適否を直ちに判断するの標準とはならないといふのが、まあその主なものであつた。尤もこれに對して辨する者は、「勿論吾々は無條件で博士を迎へんとするのはない、從來早稻田大學に於ける博士は一家長であつた、謂はゞ一個の專制君主のやうな者であつた。だから博士が舊い專制の衣を脱ぎ捨て、新しい立憲の衣に更へて來られる事を條件とするのは言ふまでもない。我々の迎へんとするの

は所謂變装したる高田博士である。故に若し博士にして我々の期待に背いた場合には、我々は決然立つて更らに反抗運動を起せば可なりではないかと云つた。かうなれば元より何人にも異論のあらう筈はない、斯くて一同高田博士の出馬を希望するの條件に同意したのである。

九、委員の報告

それから直ちに交渉委員として大山、村岡、宮島の三氏が擧げられた。誰であつたか正確に記憶しないが(多分武田氏か服部氏)、兎に角、同志の内には自ら過激派と溫和派とがあるが、溫和派の方からは大山氏一人しか出て居ないから、兩派の意見が公平に代表される事を欲するがために、若し大山氏が委員として出席し能はざる場合には、大山氏の責任にて余又は寺尾氏をして代理せしむる事にしては如何といふ發議が誰れからかあつて一同の承認を得た。

其後一ヶ月有半を經るも委員側から何等の報告がないので、有志よりその請求を爲した結果、六月二十七日全員會合、交渉の經過に就て報告を聴く事となつた。報告の要領は次ぎの通りである。

- 一、高田博士と會見する事 三回 榎氏これに參加、案の内容に關する説明を盡した。
- 二、高田博士より案は當局者に引渡された。然るにその後維持員會の決議により高田博士に改革案の起草が委託される事になつたので、博士は立案に當つて成るべく吾々の案を尊重する積りである。

あるが技業にまで亘つて全部そのまゝにて採用する譯には行かないかと思ふから、その點は豫じりて承して置いて貰いたいとの事であつた。これに對して委員等は「勿論その點は承知して居ますが自ら物には要點といふものがあるから、何れにしてもこの要點文ははづさぬ様にして戴きたす」と要請した。

三、吾々は曩きは高田博士の出馬を希望し置きたるが、これは對し博士は六月十九日(二)委員に向て應諾の旨を通告された。然るにその翌日更に委員を擧ぎて前言を取消された。「熟考の上愈出馬粉骨碎身革新のために盡力する決心が定まつたので昨日其の旨を通告したが、その後政黨關係の方に色々の故障が起つて事實變換が不可能になつたから不惡承知してくれ」といふお話であつた。尙博士は語を繼がれて「若し維持員會が選任すれば鹽澤博士にても可ならむ、どうかそいふ事はしないで思つて居る」と云はれた。これに對し委員は極力反對した。その理由とする處は

天野博士が既に引責して再選を辭するものたる以上、他の三理事も亦當然共同責任を負擔して再選を辭せざる可らず、然るに理事の一人たる鹽澤氏が改革後初期の總長として就任するが如きは明かに大義名分に反するものであるから、斷じて之を許すべからずといふにある。而して高田博士また委員の説を是認せられて其の提言を取消された。

四、高田博士は「自分自ら改革委員長として既に改革案起草の任に當つて居る以上は、諸君の意

(X) 手紙

二十のり(た)

見も充分了承し居る事故、諸君の目的は最早達せられたる譯にてこの上尙團體を存続する必要もあるまいから、この際成るべくプロテスタントを解散する事にして貰いたし」と切に希望された。

右報告が終ると團員の一人(北氏)は盛に委員の越權行為を難詰した。詰り我々は一度高田博士の出馬を希望せしも、博士が政界の事情により復校する事が出来なくなり、且つ維持員會も亦之を諒とし、新制度原案の作成を高田博士に一任したる以上は、我々の問題は最早新制度の可否如何にあるのみで、何人が學長たるべく何人が學長たるべからず、何人が選舉さるべく、何人が選舉さるべからずといふ如き事を論議すべき性質のものに非ず。若し不適任者が學長その他の幹部に選任されば、その責任は一に選舉者にあるのであるといふのが同氏の主張であつた。かくて同氏は鹽澤氏學長説に關する委員の高田博士に對する交渉を否認した、同氏以外の他の數氏(武田寺尾井上等)も亦同氏の説を正當なりと認めたとあるが、情誼上委員の過去の行動は之を問はない事にしたのである。

委員諸氏は、「これにて我々は最早その任務を果したる譯故、この報告を終りたると共に辭任したし」と申出られた。一同異議なく承認。

尙委員たりし諸氏から高田博士の報告に基きて、この際プロテスタントを解散すべき事を頻りに主張したが、井上二氏は盛に之に反對した。その理由とする處は、我々は未だ何等運動の目的を達して居ない。單に問題解決の端緒に着いた丈である。即ち原案作成者たる高田博士が果して如何なる程度まで我々の主張を右原案の上は實現するかまた維持員會が之に對し果して如何なる態度に出づるか、未だ全然不明である。我々は今後絶へずこれを監視して、若し我々の豫期に反するが如き事があつたら、更らに猛然立つて革新の烽火を揚げて、立憲主義民本主義のために花々しい奮戦をせねばならぬ。これからが寧ろ最も大切な時期なのである。我々は解放戦争のために最後の戦闘準備を整へて置かねばならぬ、然るに今これを解散するなどは、その果して何の意たるや、了解するに苦しむといふのである。武田、寺尾、野村氏等もまたこの主張に賛成された。かくて團結は尙存続する事に決した。

第二、所謂恩賜館組分裂前後の事情

北 吟 吉述

所謂恩賜館組の最終總會日までの経過は以上の記事に明かである。余は以下其の後の経過に就いて記述し、恩賜館組分裂前後の真相を明かにして一部人士の、爲めにする所ある中傷に答へ、進んで我々の據つて立つ主義主張を宣明して廣く愛校の志士に訴へ度いと思ふ。

一、武田北の高田博士訪問の事情

恩賜館の最終總會(六月二十六日)の二日前、六月廿四日に講師慰勞會が富士見軒に於て催された其の席上天野學長より辭任の辭に兼ねて、早稻田大學制度改革の原案作製を高田博士に一任したとの挨拶があつた。次いで大隈總長より今日母校が改革の時期に達したとの意味の挨拶があつた。最後に高田博士は立つて、自分は文部當局者として全國に於て實行するを得なかつた學制改革を、是非天下を三分して其の一を保つ我が早稻田大學に於て實行して見度く、従つて此度新學制の原案作製を引受けたに就いては民本主義的基礎に立つて制度改正の事に當るべしとの大演説をなされた。然るに此の前後よりして校友の一部に天野博士留任の運動が頻々として現はれ、新聞紙は虚實相半ばするが如き報道をなしてゐた。而して此の報道中には、所謂恩賜館組なるものを天野博士排斥の陰謀團なるが如く傳へ、従つて我々の同僚中にも亦我々の心事を疑ふ者もあつた様である、我々は我々の神聖なりと信する立憲主義の運動を更に神聖ならしめんが爲め、萬一にも同志中獵官的野心を包藏する者があつてはならぬと考へ、余は武田氏と共に金子文科長を訪ひ種々母校の問題に就いて談話を交へしに、既に幹部の手より同志中の某々二氏を教授にせよとの壓迫を受けてゐるとの話を承つた。且つ我々は此は畢竟橋氏等の運動に依るものと認め、斯かる運動は全然我々の素志に反

る所以を説いた。其の際御互に、天野博士の學長として議論はあらんも、高田博士の再起にも一種獵官政治の弊なきやとの危懼の念を語り合つた。

其の後數日七月六日の校友會大會の朝高田博士を訪問して左の如く述べた。我々の立憲主義の運動は外部より種々の誤解を受けてゐる矢先き、而も此の運動が未だ其の緒に就かないのに、同志中に一種の獵官運動らしいものが現はれたのは我々の遺憾とする所であると述べた。明敏なる博士は此の旨を諒とせられた。

また我々は大山、宮島、村岡の三委員が過日博士に對して、『天野學長と共に他の三理事も制度改革正後少くとも第一期だけは當局者たるべからず』と力説したのは、我々の意志を正當に代表せざる專斷の言なりと述べたる所、高田博士は之にも賛成せられて、苟くも公の機關に依つて選出する以上、當局者は何人たりとて差岡なし。殊に自分は大隈侯の會合の結果此度は天野博士を選出せしむることゝしたから、諸君も最早運動を中止すべきである、此の上運動して禍を受けても自分は責任を負はないと言はれた。我々はデモクラチック、ペーシス(民本主義的基礎)に依つて制度を改正するといはれた高田博士が、天野博士を學長に選出させてやると云はれたのに就いて、我々は博士の民本主義が我々の要求する夫れとも大部距離のあることを知つたが、其他の博士の御言葉は一々御尤と拜聴した。

二、橋氏宅の會合

當日高田博士邸を辭し、大山橋二氏と午餐を共にし(武田氏は列せず)大山氏より余と橋氏との間に意志疏通を試み、充分疏通はせざりしも、唯橋氏より金子科長に對する我々(北武田)の橋氏彈劾は取り消され度しとの請求に對しては應諾して置いた。其の日大山橋二氏は連立ちて、余は少しく後れて築地精養軒の校友會に臨んだ、席上永井伊藤服部等數氏の論議あり、大部熱氣立つた景色であつたが、校友の大部分は天野學長に同情あるが如き觀があつた。而して天野博士に有利なりと云はんか、天野博士の代表する徹底的民本主義に有利なりと云はんか、校友會の非幹部的決議が通過した。其の夜橋氏の依頼に依り、余と武田氏とは同氏邸に會合した。列席者は大山、武田、村岡、宮島、北、服部(香)諸氏の外、意外にも團員外の會評課主任高橋三郎氏があつた。余は高橋氏はプロテスタンツの團員に非ざるに、こゝに列席するは如何と問ひしに、橋氏は此の會は自分の友人の會合といふ意味に解して貰ひ度しとの事て、兎も角會議を續けた。高橋氏は自分は天野さんが再任せられれば辭職しなければならぬと私語してゐた許りて別に我々の會合に妨げとはならなかつたが、唯余には何故に天野學長と會計主任高橋氏と兩立せざるやを疑問に思つた。

此の會議の席上、大山氏は數日前石橋洪山氏の訪問の時は制度改正が主眼なれば、學長は何人にも宜し、天野博士も從來の專制的態度を一變して悔悟せば學長たらしむべからすと云ふ譯ではな

いと答へたとのことだが、校友會席上に於ける天野博士の非立憲的行爲に依り斷然學長たる資格な

しと信じたれば、職を賭しても天野學長排斥の目的を貫徹したしと述べ、其の理由として三つを掲げた。一、天野學長が校友會席上の議決法不可なること、二、學長秘書が余の腕をつかまへるが如き亂暴をなせしこと、三、天野學長の背後に官權の力ありと推察せらるること、即ち之れであつた之に對して村岡、宮島、橋、服部諸氏は賛成した。余は勿論之に反對した。學長秘書の亂暴云々には大山氏と佐藤秘書との私の問題で而して天野學長攻撃材料とはならぬ。又天野博士の背後に官權の力があるといふことが事實ならば、我々は擧つて天野博士を排斥しなければならぬが、此は事實たりとの證據があるか。之に對して大山氏は答へて曰く、「官權云々には自分の想像の範圍で、事實たりとの證明は出來ない」と、其の際橋氏は嘴を挿んで曰く、自分は永田警保局長を請ねて探つて見たが、後藤男が天野派の背後にあるなど、云ふ事實のないことを知つた、高田博士は後藤はそんな小さな人物でない」と云つてゐた、として見れば大山氏の天野博士排斥の二理由中二つは消滅した譯である。次に校友會に於ける天野派の不徳行爲は余も亦之を認むるも、未だ絶對排斥を試むる理由としては薄弱である、殊に近々高田博士が制度改正の原案を作り之を基礎として學長の選舉機關も定まることなれば、此等の未だ決定せざる以前に博士を排斥するのは誠に不合理である。不適當の學

長を選舉する、場合には、責任は選舉團體にあり、又選舉團體を定むる高田博士及び維持員會にある。實際問題としては天野博士が學長として不適任なる事は余の信賴する先達の言に依り余も知つてゐるが、併し天野博士を排斥し、夫以外の方より學長を選出すること、せば、差向き浮田鹽澤兩博士の内ならざるべからず。然るに浮田博士は銅像問題に關聯して我々一同の不信せる所である。又鹽澤博士は先に大山宮島村岡三委員が高田博士に對して、天野學長同様、改造後の早稻田大學に於て少くとも第一期だけは理事にすらなるべきものに非すと勸説した例の三理事の一人なる以上、鹽澤博士の學長就任には當然反對せざるべからず。若し此兩博士中の一人が學長に選舉せられたる時、果して之を排斥するの覺悟があるか、若し夫が無ければ天野博士を排斥する事は出來ぬ譯であること勿論だ。大山氏は嘗て恩賜館の最終總會日に於て雜談ではあつたが、井上氏と共に、鹽澤氏が立憲的學長として絶對無能力なることを切言せるに拘はらず、校友會席上に於ける天野博士の橫暴を見ては鹽澤博士の無能も天野博士の橫暴に倣ると答へた、余は苟しくも選舉團體が定まり、學長が公選さるゝ以上、學長としての最適任者を候補者として之が推薦運動をなすは可なるも、學長としての選舉權並びに被選舉權を有する天野博士を絶體に選舉すべからずと言ふが如きは不合理にして、自分としては寧ろ此際高田派天野派の色彩着かざる金子文科々長の如きを學長に選舉する運動をなしては如何と述べた。金子氏の學長就任に對しては村岡氏一人を除いては不賛成の者はな

かつた。のみならず、若し天野博士排斥運動が失敗に歸する場合に於ては、第二戰略として金子氏を推すことになり、橋氏の如きは、其際武田氏の運動の爲めに自動車を提供すと云つた程である。

然るに大山宮島村岡服部の四氏は庶二無二天野博士排斥の目的を貫徹するため浮田兩山中鹽澤坪内諸氏とも提携する策に出づることとはなつた。余は大山氏等に對して数日前は三理事の排斥を力説し且つ銅像問題に就いて浮田博士の不信を決議しながら、今更此等諸氏と提携するは不合理なりと述べしに、大山氏は勿論合理的ではないが、合目的であると答へた。然れども余及び武田氏は結局大山氏等がプロテスタントとしてではなく、單に個人的の運動といふ意味にて之を傍觀することを承認した。此際列席の多數諸氏は井上氏並に寺尾氏に對して天野派に内通せる嫌疑をかけ吾々の辯護に對しても承認しなかつた。

三、井上外四名の脱退

翌日余は武田氏と協議の結果金子氏推薦の運動を思ひ止まつた。そは金子氏が吾々の推舉に對して恐らく辭退すべく、又坪内博士も金子氏の爲めに反對すべく、且つ吾々としても文科々長たる金子氏を推すことは却つて文科に教鞭を執る吾々の心事を邪推さるる不利あるのみならず、若し金子

氏が學長として失敗せば金子氏の爲にも不利なりとの理由に基いたのである。

其後吾々は寺尾氏の訪問を受け相携へて井上氏を訪問せしに、吾々は橋氏に於ける約束即ち大山宮島諸氏の天野博士排斥の方法として維持員と相呼應し各自辭職を言明するの企てを井上氏に對して秘密にするとの約束を守る能はざるのみならず、進んで所謂恩賜館組なるものより脱退しなればならぬこととなつた。蓋し我々より分離して個人的行動を取れる大山宮島村岡服部の四氏が幾々維持員をして天野博士排斥運動に協力せしめむがために、これを勧誘せるに際し、これ等某々維持員は全體の恩賜館組が上記四氏の運動の背景となり居るが如き印象を受けたといふ事であるが、これは畢竟上記四氏が個人的運動なる所以を明瞭にせざりしものであつて、我々の迷惑甚だしく、且つその當時天野博士再任せば維持員の多數並に恩賜館組の全體が辭職すべしとの風評が専らであつたが、これまた何者か、天野博士排斥のために、我々を利用しつゝあつたものと認めねばならぬ。この二個の事實は我々をして劇然所謂恩賜館組を脱退せしむる有力の原因であるが、更らに前記四氏中の宮島氏並に橋氏は同志の一人たる井上氏の節操を疑ひしも、井上氏の眼中には單に立憲主義あるのみであつて、所謂高田派天野派を超越せる事は勿論、諸子の邪推せるが如き事實は斷じて之れなきを確め得たるを以て、我々は斯くの如く謂はれなく同志を疑ふが如き人々とかゝる行動を共にする能はず、益々我々をして恩賜館組脱退の必要を痛感せしめた。かくて井上、寺尾、武田、北四氏

及び少しく後れて、金子氏も亦、夫々理由を附して所謂恩賜館組より脱退するに至つた。

四、脱退後に於ける我々の行動

其後井上寺尾武田北四氏はその態度を明にする宣言書を起草して之を公にせんとしたが、故あつて中止し、直ちに恩賜館に參集して理事諸氏に會見を申し込みしも、理事會の議事の都合上承諾を得ず、止むなく高田天野兩博士に同時に會見して吾々の素志、即ち吾々は黨同伐異を陋とするものにて、立憲主義を徹底する意思あるのみなることを宣明せんとせしも、高田博士の都合により、當日は天野博士に於て上記四名は金子氏をも加へて同博士に面談し、恩賜館組より吾々の脱退せし理由を説き、更に博士に伺つて立憲主義の實行を勸説した。翌日高田博士に於て博士に面會して同一の趣旨を談つた。

其後金子氏以外の上記四名は恩賜館に參集し、永井原口伊藤諸氏の列席を請ひ廣く同志を？つて立憲主義の爲に健闘すべきことを語り合ひ左の如き宣言書を起草した。

- 一、吾等は早稻田大學が其建學の本旨たる個性の尊重及び學問の獨立の精神に基きて諸般の改革を遂げ、積年の情弊を一新し以て自治制度を確立せんことを期す
- 二、學長の如きも若し公明正大なる機關に依り公明正大なる方法を以て選出せらるゝに於ては吾

等は其何人たるを問はず之を推戴するを躊躇する者にあらず

三、此際改革を名として諸種の陰謀を企て以て自己獵官の慾望を遂げんとするが如き輩は斷じて吾等の與する所にあらず

四、吾等の改革を唱導するは一に早稻田大學の健全なる發展を期するの赤誠に出づ、斷じて一部人士の中傷するが如き私心に出でたるにあらず

爰に公議輿論の嚮ふべき所を示し併せて吾等の心事を宣明す

大正六年七月十三日

伊藤重治郎 井上忻治 永井柳太郎 原口竹次郎
寺尾元彦 北吟吉 武田豊四郎

伊藤氏は、宣言書の署名人数に少数にては、所謂天野高田兩派以外更に第三黨が成立せりとの誤解を招く虞ありとて、初より多少の異論ありしも、一應内ヶ崎氏に交渉せしに同氏も大體伊藤君と同意見なりしを以て、宣言書より自己の名を取消されんことを要求し、且つ寺尾氏も趣旨には賛成なるも斯かる宣言書を發表すれば吾々の責任重く、事態益々重大なるべしとの意見なりしを以て、一同宣言書發表を見合せ、暫らく母校の紛擾を傍觀することにした。

之と前後してプロテスタント委員として高田博士に交渉の任に當れる大山宮島兩氏が、吾々に對

して背信の行動ありしことを明白にし、吾々がプロテスタントを脱退したことの益々合理なることを發見し得た。そは右兩氏が高田博士に對する交渉の委員なるに係らず、六月二十一日浮田、坪内市島等の招集せる有志教授會開催の前夜、密かに永井氏を訪問して、永井氏が教授會の席上にて天野博士辭任する時は當然三理事も引責辭職し決して改造後の第一期幹部たるべからずと主張せんことを依頼せりとの事實である(波多野博士も上記二氏より同様の依頼を受けたりとの旨永井より聞いた)而して大山宮島二氏が、六月二十六日の恩賜館組最後の總會に於て此事實に就き何等報告せざりしことは奇怪至極と言はなければならぬ。

我々は此事實に由つて左の推定を下す權利を有する。即ち恩賜館組の或者は我々の誓約に裏切つて朝敵的運動をなし、天野博士と共に三理事を葬り、遮二無二高田博士を政界より復活せしめんとしたのではないかと推定してある。吾々はその當時此推定に更に根據を興ふる一事實を知り得た。それは所謂天野派の三浦鐵太郎氏が宮島氏を、石橋漢山氏が大山氏を訪問し、立志主義以外他意なきを述べ、意思の疏通を計らん爲に他の恩賜館組の諸氏にも會見したしと申込みしに、宮島氏は他の同志と相談したる上にて返答すべしと告げ置き、翌日電話を以て他の同志と相談せるに會見の必要なしとのことなりしと石橋氏に確答した。然るに宮島氏より此事に就ては何等の通報に與らなかつた。これ又要するに宮島氏等は天野博士を絶對に排斥し、高田博士を無理やりに復活せしめんとする魂

✳

✳

膽に出づるものにして、同志の意思を矯めたる者なりと言はなければならぬ。斯の如く同志中の或る者が我々に裏切つて神聖なる立憲運動の性質を變じて、高田博士擁護運動の色彩を帯びしめ、滿天下をして恩賜館組をば天野博士排斥の陰謀團と誤解せしめたのである。併しながら恩賜館組本來の希望は立憲主義的制度の確立にあるを以て、一たび高田博士が周囲の事情上政界より母校へ復歸することの不能が明白となりたる以後は、高田博士擁護の理由は全然消滅せるもので、要するに吾々は立憲主義の徹底を希求するものである。従つて天野博士排斥の行動を採つた同志中の或者は、却つて吾々の態度を以て天野派に内通せるものと邪推し、同志を賣れる背徳漢であると誣めるのは何たる奇怪事であらう。しかも世間の多くの者は依然として舊恩賜館組の全部を以て天野博士排斥の陰謀團と誤解し、評議員中にも斯く信じてゐた者があつたから、我々は何等かの方法で其態度を明にする必要があつた。然るに恰かも七月三十日原口氏より北武田の二氏に向つて、評議員中には君等が中堅となつて天野博士排斥の陰謀團を造つてゐると信じてゐる者があるから、八月二日築地精養軒の全國評議會に赴いて、諸君の態度を宣明して貰ひたいとの希望であつた。

よつて予(北)は其可否を坪内博士に諮りしに、博士も純中立の人が此際出馬して其態度を鮮明にし、且つ騷擾の結末を附ける様に努力するがよからうとのことであつた。其際余は評議員會に述べべき三ヶ條を博士に述べて賛成を得た。其三ヶ條とは第一恩賜館組の眞精神が立憲的制度の確立に

あること、**第二**恩賜館組並に恩賜館組を利用せる者の不穩なる躍起運動を激成したる嫌あること、**第三**天野派の主張たる評議員校友等より十八名の維持員(之は後に聞く所に依れば學制調査會議員の誤りであつた)を選出せんとの説の如きは學校の將來の爲極めて危険なるを以て極力防止することと之である。余は右の三ヶ條に就き評議員に陳述しやうとしたが、所用の爲め萬事を武田氏に一任し武田氏は八月二日正午原口氏と同伴築地精養軒に至り、右の趣意を開陳せんと夜八時過迄待つたけれども何故か之を許されなかつた。而して武田氏は天野擁護派なりとの曲解を受け、新聞紙にも麗々しく斯くと掲げられた。其後八月九日井上武田兩氏は恩賜館組本來の趣旨及びその分裂の顛末を明にして評議員の母校紛擾問題の解決に使せんと希望せる際、偶々伊藤原口兩氏も亦此問題に關する學校内部の事情を評議員に述べんと望めるを以て、四氏相率ひて評議員會と代表せる四名の委員松平伯、山田、平田、小川氏等を訪ひ短時間の會見を遂げた。

五、我々の主張

以上は我々の取り來つた大體の経路である。誤解する者は誤解し、中傷せんと欲するものは中傷するがよい。我々は當初の趣意に基いて母校建學の趣旨たる立憲主義の爲めに奮闘せんとする。我々は創立者としての大隈侯の母校の大恩人となし、永久の寶物と信ずる。されど、今は我が校は天下

の力に依つて維持さるゝ天下の教育機關である。故に我々は今日の早稲田大學の難局に際して、一々老侯を煩はし老侯を群議の標的とするは老侯に對して不忠なるのみならず、母校の立憲主義とも相容れない。現に六月末の講師會に於ても老侯自らが本校の事は本校自らに依つて決すべしと述べられてゐる。故に我々は母校建學の趣旨と大隈總長の意見とに従ひ、學長問題の如きは須らく專任講師の公選に依つて決すべきものと主張する。又評議員校友の母校の問題に就いて運動を試みるは輿論を作成するに多大の功果あるも、一切を之が解決に委するは、他に別種の力量識見ありとしても學校の事情に迂なるが爲めに、種々の弊害を生ずる。故に我々は評議員並びに校友諸氏の意見を尊重しつゝ、一切を講師團に依つて解決すべしと主張する。公議輿論の前に何の高田派があり、天野派があらう。要は立憲主義の徹底である。高田博士の所謂デモクラティックベシネスに依る改造であるされば我々は近く具體案を造つて天下の公議に附し我々の立憲主義を徹底せしめんとする。立憲主義の旭日と共に社鼠城狐の輩は須らく其の影を收むべきものである。